

米軍基地関係特別委員会記録  
＜第2号＞

平成20年第2回沖縄県議会（6月定例会）

平成20年7月16日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

---

### 開会の日時

年月日 平成20年7月16日 水曜日  
開 会 午前10時5分  
散 会 午後4時7分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 陳情第34号、第36号、第38号、第51号、第56号、第61号、第62号、第88号及び第89号
- 2 閉会中継続審査（調査）について
- 3 参考人招致について（追加議題）
- 4 視察調査日程について（追加議題）

---

### 出 席 委 員

委 員 長	渡嘉敷	喜代子	君
副 委 員 長	桑 江	朝千夫	君
委 員	中 川	京 貴	君
委 員	吉 元	義 彦	君
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	照 屋	大 河	君
委 員	前 田	政 明	君
委 員	上 原	章	君
委 員	山 内	末 子	君
委 員	新 垣	清 涼	君

委員 玉城 満 君  
委員 玉城 義和 君

委員外議員 なし

---

### 欠 席 委 員

なし

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	上原 昭 君
基地防災統括監	平良 宗秀 君
基地対策課長	又吉 進 君
文化環境部環境企画統括監	友利 弘一 君
文化環境部環境政策課長	下地 寛 君
教育庁教育指導統括監	金武 正八郎 君

---

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開催いたします。

陳情第34号外8件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、文化環境部環境企画統括監及び教育委員会教育指導統括監の出席を求めています。

まず初めに、陳情第34号外8件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

上原昭知事公室長。

○上原昭知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室の所管に係る陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、新規9件となっております。

それでは、処理概要を御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

陳情第34号米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

県としては、日米安全保障体制を認める立場から、米国の通常の原子力潜水艦が我が国に寄港することに同意することとした政府の方針に基づき、寄港を容認するものではありませんが、例年と比べ寄港頻度が増加し、地元市町村が不安を抱えていることから、日米両政府に対し、寄港増加の理由を明らかにするとともに、寄港頻度の低減が図られるよう求めていきたいと考えております。また、原子力潜水艦の寄港に際しては、これまで以上に安全性の確保に万全を期していただきたいと考えております。

なお、県においては国と協力して、原子力潜水艦の寄港時に放射能調査を行い、安全性の確認に努力しているところであります。

次に、2ページをお開きください。

陳情第36号キャンプ・ハンセン内レンジ3射撃場建設の即時中止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 キャンプ・ハンセン内レンジ3米陸軍射撃訓練場建設を即時中止することにつきましては、県は、キャンプ・ハンセン内レンジ3における米陸軍射撃訓練場については、地元自治体の意向を踏まえ、平成19年8月28日及び9月6日、7日にかけて、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じて建設は行わないよう日米両政府に対し要請したところであります。

県としては、今後とも、地元金武町と連携を密にしながら、適切に対応していききたいと考えております。

2 レンジ4における暫定使用を即時中止し解体撤去することにつきましては、県としては、レンジ4陸軍複合射撃訓練場における実弾射撃訓練は、容認できるものではなく、その中止を求めてきたところであります。今後も引き続き、金武町と密接に連携して日米両政府に対し、地域住民に危害が及ばないよう、早期の移設と地元の懸念に対するさらなる配慮を求めていきたいと考えております。

3 伊芸地域の米軍基地を全面返還することにつきましては、県はこれまで、日米両政府に対し、あらゆる機会を通じて、海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減等による沖縄県の過重な基地負担の軽減を求めてきたところであります。

県としては、米軍再編において、海兵隊司令部及び約8000名の海兵隊将校・兵員のグアム移転と、それに伴う嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小が合意されたことは、県民の要望している米軍基地の整理縮小につながるものであり、確実な実施がなされる必要があるものと考えております。

が、地元伊芸区の懸念に対しましては、今後とも金武町と密接に連携し、適切に対応していきたいと考えております。

次に、3ページをお開きください。

陳情第38号県立沖縄高等養護学校への米軍車両無断侵入に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 無断侵入の詳細と基地間の移動ルートを県民に公表すること、2 米軍人の教育と綱紀肅正を真に徹底すること、3 実効性のある再発防止策を公表し、兵員に徹底すること、4 米軍組織の管理体制と責任を明確にすること、につきましては、米軍車両が再三にわたり教育の場である学校敷地内に立ち入り、生徒や地域住民に不安を与えたことは、まことに遺憾であります。

県においては、3月28日及び31日に、在沖米艦隊活動司令部司令官、外務省沖縄全権大使及び沖縄防衛局長に対し、再発防止に向けた教育の徹底とその真摯な取り組みを要請したところであります。

沖縄防衛局によると、当該車両は海軍の車両で、道を間違えたために学校内の駐車場で方向転換したもので、司令官から、全部隊の指揮官に対し、厳重に注意を行ったとのことであります。

県としては、米軍の訓練や移動に際しては、県民の生命、生活及び財産へ十分に配慮すべきであると考えており、今後とも、関係機関に対し、県民に被害や不安を与えることがないように、隊員への教育の徹底を強く求めていきたいと考えております。

5 日米地位協定を抜本的に改定することにつきましては、県としては、日米地位協定の問題は、米軍基地が集中する沖縄という一地域だけの問題ではなく、我が国の外交・安全保障や国民の人権、環境保護などについてどう考えるかという極めて国民的な問題であり、外交責任を負う政府はもとより、地方公共団体、国民一人一人がみずからの問題として受けとめていただくよう、あらゆる機会を通じて訴えているところであります。

日米地位協定の見直しについては、これまでの本県の取り組み等により、全国的な動きにすることができたと考えておりますが、運用改善により対応するとの政府の姿勢を変えるには至っておらず、実現には厳しい状況があります。

県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米軍や米軍人等の権利義務及び米軍の施設・区域の使用や権利関係を定めている日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。

このためには、より多くの国民や国会議員の皆様、日米地位協定の見直しの必要性を理解していただき、協力を得ることが大変重要であることから、引き続き、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会等と連携しながら、粘り強く取り

組んでいきます。

次に、6ページをお開きください。

陳情第51号米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する陳情につきましては、処理概要が陳情第34号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、7ページをお開きください。

陳情第56号民間地域における米軍ヘリ演習に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 民間地域における米軍ヘリコプター演習を即時に中止することにつきましては、去る5月20日から22日に、キャンプ・ハンセン内レンジ4の陸軍複合射撃訓練場において、米陸軍特殊部隊による米空軍のヘリコプターの支援を受けて行われた訓練の際、米空軍ヘリコプターが金武町伊芸区民間地域上空を低空飛行したことが確認されました。

夜間におけるこのような飛行については、地元住民に被害や不安を与え、県民感情への配慮を欠くものであり、容認できるものではなく、県は、国を通じて米軍に対し、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、県民の生命、生活及び財産へ十分に配慮すること、キャンプ・ハンセン内レンジ4米陸軍複合射撃訓練場の場所が住宅地地域や沖縄自動車道に近く、非常に危険であることから、早期の移設と地元の懸念に対するさらなる配慮を行うことを求めています。

また、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会等の要請を通じて、住宅地上空における飛行訓練の中止を含め、米軍の演習のあり方を見直すなどの措置を継続的に講じるよう、米軍を初め日米両政府に求めているところであります。

県としては、今後とも、地元金武町と連携を密にしながら、適切に対応していきたいと考えております。

2 伊芸地域の米軍演習場を全面返還することにつきましては、処理概要が陳情第36号の3と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、8ページをお開きください。

陳情第61号普天間飛行場の危険性の除去及び早期閉鎖・返還に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 普天間飛行場の運用を直ちに中止し、危険性の除去を実現すること、2 普天間飛行場の早期閉鎖・返還を実現することにつきましては、普天間飛行場移設問題の原点及びその緊急の課題は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であり、県としては早期に解決しなければならない問題であると認識しております。

県としては、在日米軍再編協議などこれまでの経緯を踏まえると、キャンプ・シュワブに移設することが、普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するための現実的な選択肢であると考えており、移設を早期かつ円滑に進めるため政府と協議を重ねているところであります。

また、移設するまでの間であれ、その危険性を放置することはできないことから、早期に危険性を除去し、騒音の軽減を図るなど、3年めどの閉鎖状態の実現について、政府に強く求めているところであります。

次に、9ページをお開きください。

陳情第62号嘉手納飛行場から派生する諸問題の解決促進に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 嘉手納基地における航空機騒音防止措置を厳に遵守することにつきましては、県はこれまで、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機騒音の軽減を図るため、関係市町村と連携しながら、基地周辺地域における騒音測定を継続して実施するとともに、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会や渉外関係主要都道県知事連絡協議会等を通じ、日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用等の騒音軽減措置を求めてきたところであります。

しかしながら、両飛行場の周辺地域においては、依然として環境基準を超える騒音が発生している状況にあります。

県は、毎年度、航空機騒音測定結果に基づき、日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用と、同規制措置の運用状況を周辺市町村等へ報告すること等を求めているところであります。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、日米両政府に対し、航空機騒音の軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

2 嘉手納基地に特化した使用協定の締結に取り組むことにつきましては、騒音等、嘉手納飛行場から派生する諸問題の解決を図るためには、同飛行場の周辺地域の住民や自治体の理解と協力を得ることが不可欠であり、政府は、地元の要望等を受けて、日米間で協議し、その実現に努めるべきであります。

県としては、地元自治体の対応も見守りながら、日米両政府が使用協定締結に努めるよう、地元市町村と連携していきたいと考えております。

3 たび重なる墜落事故を起こし、欠陥機と指摘されるF-15戦闘機を即時撤去することにつきましては、平成19年11月2日の米本国でのF-15戦闘機墜落事故を受け、米軍は同月4日から25日までの間、予防措置としてF-15戦闘機の飛行を停止し、同月26日に飛行を再開しましたが、28日、再度飛行を停止しております。

その後、第18航空団は、細部にわたる徹底した点検を行い、所属の39機につ

いては、太平洋空軍司令官の承認を受け飛行可能であるとして、平成20年1月14日に、飛行を再開しております。

また、残りの機体についても、ひび割れの発見された2機を除き、飛行を再開したことを確認しております。

県としましては、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、米軍においては、機体の整備・点検を徹底するとともに、訓練の安全管理には万全を期し、県民の生命、生活及び財産へ十分に配慮すべきであると考えております。

次に、11ページをお開きください。

陳情第88号高江区周辺域におけるヘリパッド建設中止と計画撤回の決議を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、平成19年6月に東村長が村議会において「経緯を踏まえると現時点での移設場所の変更は厳しい」との認識を示しております。

県としては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。

北部訓練場のヘリパッドの移設については、県はこれまで国に対し、移設場所の決定に際しては、県及び関係市町村に十分説明するよう申し入れてきたところであります。

また、県は平成19年3月28日に、国に対し、住宅上空や生活道路上空を除外して飛行ルートを設定するなどの措置を講じること等を要請したところであります。

県としては、国による環境調査の結果や関係する市町村の意向等も踏まえながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分配慮すべきであると考えております。

次に、12ページをお開きください。

陳情第89号普天間飛行場代替施設（新基地）建設事業に係るアセス手続及び環境現況調査並びにキャンプ・シュワブ内における造成工事等に関する陳情の記の1につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 ジュゴンの生息する海域での普天間代替施設（新基地）建設計画の反対及び日米両政府に対する普天間代替施設（新基地）建設計画の撤回を求める決議を行うことにつきましては、普天間飛行場移設問題の原点及びその緊急の課題は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であり、県としては早期に解決しなければならない問題であると認識しております。



県としては、在日米軍再編協議などこれまでの経緯を踏まえると、キャンプ・シュワブに移設することが、普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するための現実的な選択肢であると考えております。

また、代替施設の建設計画については、地元の意向や環境に十分配慮し、検討を進めるよう、政府に求めているところであります。

知事公室の所管に係る陳情9件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、文化環境部環境企画統括監の説明を求めます。

友利弘一文化環境部環境企画統括監。

○**友利弘一環境企画統括監** 文化環境部関連の陳情につきまして、御説明いたします。

説明資料の13ページをお開きください。

新規の陳情第89号について、御説明いたします。

陳情者は、土田武信氏であり、件名は普天間飛行場代替施設（新基地）建設事業に係るアセス手続及び環境現況調査並びにキャンプ・シュワブ内における造成工事等に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を御説明いたします。

初めに、2環境影響評価手続（アセスメント方法書に係る手続＝スコーピング）のやり直しを求めることについて、御説明いたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書については、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の法的要件を満たしていることから、方法書手続のやり直しを求めることは困難であると考えております。

しかしながら、沖縄県環境影響評価審査会においては、方法書に記載された環境影響評価の項目、手法等が適切であるか否かの判断ができる内容にしてほしいとの意見が出たことから、方法書の対象事業の内容や、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について書き直しする必要があるとの知事意見を述べたところであり、これに基づき追加・修正資料が提出されたところでもあります。

追加・修正資料については沖縄県環境影響評価審査会を開催して審査を行うとともに、送付された住民等意見についても配慮して県意見を述べております。

次に、3進行中の環境現況調査、辺野古崎（キャンプ・シュワブ内）におけ

る造成工事や建物建設準備等の中止を求めることについて、御説明いたします。

現在、事業実施区域及びその周辺で行われているアセスメント調査については、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例に基づく方法書に対する知事意見等を踏まえて決定した手法で行われているものであり、中止を求めることは困難であります。

キャンプ・シュワブ内で行われている兵舎等の工事は、米軍再編として行われる米軍基地の再配置のための事業の一環であり、普天間飛行場代替施設建設事業として行われるものではないと聞いております。

また、これらの工事は代替施設建設事業の事業実施区域の外で行われている工事であることから、県としては環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の対象事業ではないと認識しております。

次に、4特に、キャンプ・シュワブ内での大規模造成工事では赤土等流出の可能性が強いので、その対策を求めることについて、御説明いたします。

キャンプ・シュワブ内における造成工事については、沖縄防衛局から県に対し、平成20年3月12日に沖縄県赤土等流出防止条例第9条第1項の規定に基づく事業行為通知書が提出されております。

提出された事業行為通知書を審査した結果、赤土等流出防止施設等に関する計画は適切であることから、平成20年3月31日付で確認済通知書を沖縄防衛局に送付しております。

県としては、今後とも沖縄防衛局に対し、赤土等の流出防止対策や工事の進捗状況について確認を行い、必要に応じて立入調査や助言等を行っていききたいと考えております。

以上、文化環境部に係る陳情処理方針について、御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 文化環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、教育委員会教育指導統括監の説明を求めます。

金武正八郎教育委員会教育指導統括監。

○**金武正八郎教育指導統括監** ただいま議題となっております、教育委員会の所管に係る陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

教育委員会所管の陳情は、新規2件となっております。

説明資料の5ページをお開きください。

陳情第38号県立沖縄高等養護学校への米軍車両無断侵入に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

米軍車両の学校敷地内侵入に関しましては、平成19年7月18日に県立沖縄高等養護学校に米軍装甲車が侵入し、また、同年8月6日には県立前原高等学校に米軍2トントラックが侵入しました。

さらに、平成20年3月27日には、県立沖縄高等養護学校に米軍車両が侵入するという非常識きわまりない事態が3度発生しました。

相次ぐこのような事態は、当該校の生徒・職員だけでなく、県民に大きな不安と強い衝撃を与えたものであり、学校の安全が脅かされたことに対し、強い憤りを感じるものであります。

県教育委員会としましては、平成19年8月9日付で、全公立学校へ学校における校門及び通用門等の安全管理の徹底についてを通知し、安全管理の徹底を図ったところであります。

教育の場である学校内に米軍車両が入ることは、いかなる理由にせよ絶対にあってはならないことで、しかも3度にわたって同様なことが起こったことは極めて遺憾であります。

県教育委員会としましては、このような事態の再発防止について関係機関に強く求めてきたところであり、幼児児童生徒の生命を守り、安全を確保する立場から、このようなことが今後、絶対に起こらないよう、あらゆる機会を通して求めていきたいと考えております。

次に、14ページをお開きください。

陳情第89号普天間飛行場代替施設（新基地）建設事業に係るアセス手続及び環境現況調査並びにキャンプ・シュワブ内における造成工事等に関する陳情の5につきまして、処理概要を御説明いたします。

文化財は、文化財保護法によりできるだけ一般国民に公開することとされており、発掘調査の成果・出土品などについては公開されることが望ましいとされています。

発掘調査等の公開に当たっては、通常、土地所有者や開発事業者などの承諾を得て実施しております。

キャンプ・シュワブ内の発掘調査についても、調査主体である名護市教育委員会に、陳情の趣旨を伝えていきたいと考えております。

教育委員会所管の陳情は、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 教育委員会教育指導統括監の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡

潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 陳情第38号について伺います。この件は、県立沖縄高等養護学校への米軍車両無断進入についてですが、これについては先ほどからありますように、去年からことしにかけてもう3度も学校に米軍車両が入ってくる。その件で私はうるま市議会の時代にも何度かこちらのほうにも、日米両政府、県、それから防衛施設庁、外務省、すべてにおいて抗議と要請をしてきました。その中で今ありましたように、基地間の移動ルートを県民に公表すること、そして米軍人の教育等綱紀肅正を徹底すること、それから実効性のある再発防止策ということで、実はその中に、ルート間の中に英字で書かれた標識を設置することも防止策になるのではないかという議論も交わされてきました。そういったことで知事公室の中では、そういう議論がなされたのかどうか、お伺いいたします。

○上原昭知事公室長 ルート間で英字標識の件については、知事公室としては特に承知しておりません。

○山内末子委員 その中で協議とかは出されたことはなかったのでしょうか。教育関係ではどうですか。

○金武正八郎教育指導統括監 学校では写真にございますように、日本語と英語でこういう看板を設置しております。

○山内末子委員 学校のほうにはそういう看板を設置しました。それが3度あるんですね。知事公室長、この件はルートが公表されていませんで、具体的にはわからないということだったのですが、沖縄北インターからホワイト・ビーチへのルートだということがある程度わかってきたと。その中でほとんどの車両は沖縄北インターからホワイト・ビーチへのルートなんですよ。そうすると沖縄北インターのほうの、必ず通るであろうという道にも標識を必ずつくってくれということも、3月の時点でうるま市議会のほうでも沖縄防衛局や外務省に申し入れをしているんです。県側としてはそういうことを何も聞いて

いなかったということでしょうか。それとそれについて具体的には協議をしながら、もちろんこれは県が設置するわけではなくて、米軍側にきちっと設置させるという強い姿勢を持っていただきたいのですが、その件についてもお願いします。

○上原昭知事公室長 知事公室としては道路における交通標識の件については、これまで沖縄防衛局等と協議や、その辺の話を沖縄防衛局から聞いたこともございませんし、特に中身については承知しておりません。

○山内末子委員 承知していないことは先ほども伺いました。では今後この件について防止策ということで検討していく余地があるのかどうか、お伺いいたします。

○上原昭知事公室長 その件については沖縄防衛局等ともどういう対策がとれるかどうか相談していきたいと思っております。

○山内末子委員 あと1点です。米軍人の綱紀肅正という点で、割と若い軍人の方が多いうことで、1年の間に3度の事故がありました。その中で1回目、2回目があったときと、ことしあったときとを聞いてみると、上には行っていたけど下の兵隊には綱紀肅正、教育が徹底されていなかったということがありましたので、その件について把握をしますかどうか、お願いします。

○上原昭知事公室長 今おっしゃるとおり1度ならまだ綱紀肅正ということでそれが徹底されるよう求めていくのは当たり前であります。しかし3度も行われるということは、委員がおっしゃるように徹底されていないということが言えるのではないかと思います。そういう意味では県としても、要請の際にもっときちんと教育に努めるよう申し入れはしてきたわけですが、そのように2度も3度も起こるということは、綱紀肅正に対する取り組みが非常に弱いのではないかと考えられますので、今後とも兵員に対する教育は、今回の件だけではなくていろいろな事件、事故を含めて、強く対応するよう申し入れていきたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 県の対応について少し教えていただきたいのですが、陳情第34号米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する陳情の件ですが、処理として、日米両政府に対し寄港の増加の理由を明らかにするとともに、頻度の低減が図られるよう求めていきたいと考えておりますとなっておりますが、これは既にそういうことを要請されたのかどうか、そして放射能調査を行い安全性の確認に努力しているところでありましてとなっておりますが、調査はいつ行われて、どういう結果になっているのか、調査済みであれば教えてください。

○上原昭知事公室長 今回の新垣委員の前半の部分について、日米両政府に求めたのかということについては、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会あるいは渉外関係主要都道府県知事連絡協議会等を通じて原子力潜水艦寄港の際の安全性の確保について万全を期していただきたいという点については、これまで何度も要請をしているところがございます。ただ今回の陳情にもありますように、特に平成20年度に入って原子力潜水艦の寄港が例年の倍近くになるような頻度でふえていると、そういう意味でこれは従来にない状況でありますので、今後沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の市町村の皆さんとも相談しながら、必要に応じ寄港増加の理由及び寄港頻度の低減について申し入れをしていきたいと考えております。

○友利弘一環境企画統括監 調査関係はどうかということについてお答えしたいと思います。原子力潜水艦が寄港する際の調査につきましては、昭和47年度から行ってございまして、まず文部科学省から派遣された職員のもとに中城海上保安部と県で構成する調査班というのを編成いたします。入港の24時間前から出港翌日まで、空間放射線量それから海水中、海底の土砂等の放射線量を調査をしているということで、復帰後これまで異常値は検出されていないという状況でございます。

○新垣清涼委員 その調査結果が表になったものはありますか。

○友利弘一環境企画統括監 総括したものは無いのですが、その都度の調査票があるということで公表はされているということです。

○新垣清涼委員 この調査表を資料として提出していただきたいのですが、どういう手続をとればいいでしょうか。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長より執行部に資料要求あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 増加の理由とか、軽減が図られるようにについてはこれからなさるといっていますが、ことしに入って3月にこういう状況が起こっていますので、ぜひ早目にそういうことに取り組んでいただきたいと希望して終わりたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 陳情第34号の処理概要の中から、寄港増加の理由を明らかにすることを求めています、その理由は明らかになったのでしょうか。

○上原昭知事公室長 現在理由については承知いたしておりません。今後沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の中で議論をしながら、日米両政府に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会として要請する機会がありますので、その際に求めていきたいと考えております。

○桑江朝千夫委員 増加の理由が発表される可能性はあると思いますか。

○上原昭知事公室長 米軍の場合、もちろんどこの軍隊でも同じかと思いますが、運用の問題についてはなかなか明らかにしないというのが一般的にございますが、今回どういう理由かよくわかりませんので、理由を明らかにしていただきたいということは申し入れたいと思います。

○桑江朝千夫委員 米軍にしても自衛隊にしてもそうですし、こういった軍事機密は公表しないのは当然かなという気もするのですが、明らかにできない理由もわかりつつも、なおさらにこの原子力潜水艦に関してはその増加の理由と今後も陳情に沿うような形でいくお考えですか。

○上原昭知事公室長 これまで申し入れというのはやっていないわけですが、特にことしが昨年の倍近い頻度で寄港が行われているということですので、例年と違う何らかの理由があるのかどうかについては、やはり米軍のほうで明らかにする必要があるのでないかと思っておりますので、その辺を今回申し入れたいなと考えているところです。

○桑江朝千夫委員 これまで原子力潜水艦が寄港して放射能調査を必ず行ってきたわけですね。そしてすべてにおいて異常値なしということではあるのですが、今後県としては異常値がないので特に寄港に反対するとかいう行動は今後もしないということですか。

○上原昭知事公室長 寄港に反対するという事はやはり日米安全保障条約を認める立場にありますので県としては考えておりません。

○桑江朝千夫委員 陳情第62号について、確認という形になりますが、処理概要で1、2、3と県の考えが太字で書かれていて、抗議行動するような感じで見受けたのですが、中身を読んでみますと、粘り強く働きかけてまいりますとか、地元市町村と連携していきたいと考えておりますというようなもので、特に3番などは、太字ではF-15戦闘機を即時撤去することと明確に言っていますが、日米両政府に抗議的な意味合いをもって要求していくのですか。

○上原昭知事公室長 太字にしたのは陳情の項目を明らかにするため特に他意はございませんが、この中で嘉手納基地における航空機騒音防止措置、近年深夜、早朝の離陸等も続いておりますので、その辺に関しては県としても強く中止を求めているところがございますので、今後ともその辺については引き続き中止を求めていきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
前田政明委員。

○前田政明委員 陳情第34号の件です。アメリカの原子力潜水艦で核兵器を搭載しない原子力潜水艦というのはあるのですか。

○又吉進基地対策課長 私どもの知る限りにおいては、現在入港しているロサンゼルス級原子力潜水艦のうち、途中からトマホーク搭載型に改良されたもの



があると承知しております。核兵器を搭載しない原子力潜水艦があるかどうかは正確には承知していません。

○前田政明委員 核トマホークはそれぞれ積載しているということですか。

○又吉進基地対策課長 トマホーク搭載可能な型があるということは承知しております。

○前田政明委員 沖縄に寄港した原子力潜水艦がイラクなどの戦争に参加したというのはどの原子力潜水艦ですか。

○又吉進基地対策課長 この情報は公表されておられませんので、承知しておりません。

○前田政明委員 1つ聞きたいのは、原子力潜水艦が寄港すると、核トマホーク、非核のトマホークの両方を積載していると。これは実際イラクなどの戦争では原子力潜水艦からも第1発がやられたといろいろ報道されているのですが、沖縄に寄港している原子力潜水艦がイラク戦争に参戦したということについては、皆さんはどう認識しているのですか。

○上原昭知事公室長 沖縄に寄港した原子力潜水艦がイラクに行ったかどうかという事実関係を承知していないので、それについての認識をお答えすることは差し控えたいと思います。

○前田政明委員 これはぜひ外務省や防衛省を通して、皆さんのほうから問い合わせをしてほしいと思いますが。

○上原昭知事公室長 イラク戦争に関して地方自治体である県がどうのこうのとコメントする立場にありませんので、原子力潜水艦が沖縄に寄港して、住民や県民に不安とか安全性で影響を与える件については、県としても県民の生命、安全を守る立場からいろいろ対応したいと思いますが、今委員の御質疑のイラクについて云々については、政府に対し照会する立場にはないと考えております。

○前田政明委員 県としては日米安全保障体制を認める立場から、米国の通常

の原子力潜水艦が我が国に寄港することに同意すると、その関係で、原子力潜水艦が沖縄に寄港してこれが実際イラク戦争に参戦しているかについて、県として知る必要があると私は思うんです。なぜならこの沖縄の基地が果たして日本防衛の基地なのか、沖縄県民を守るための基地なのかということにかかわってくるんです。私は今の答弁は非常に無責任で、聞きなさいと議員から問われているのでどうなんですかと聞くのが県の立場じゃないの、処理概要の日米安全保障体制を認める立場からと。では日米安全保障体制なのか、北部訓練場の問題も含めてそうなのかということは今から議論が進むところなんですよ。アメリカの核戦略の問題の一貫としてどうこうということは問いませんが、いずれにしろ寄港しているのだから、それがどうなのかということをお県議会で議員から聞くべきじゃないかと言われたら聞く立場にありませんというのが皆さんの立場としたら、この処理概要は何のための処理概要ですか。単なる言葉だけだよ。聞くことぐらいはやらないの。地方自治権はどこにあるの。

**○上原昭知事公室長** 沖縄に寄港した原子力潜水艦あるいはその他の艦船も含めて、これらが沖縄にいない場合はどこに行っているのかということについては、地方自治体である県としては県民の安全や生命にかかわる件であるならば、国に対してもいろいろと照会や対応を求める必要があると思いますが、米軍の艦船が世界中のどこに行っているのかということについては、地方自治体である県としては限界があると思いますので、必要であればその辺は国会で議論されるべきだろうと思います。

**○前田政明委員** 私は基地対策課を含めて、これは要望ですが、マスコミ報道を含めて関心を持って、寄港した種類との関係とか、全く沖縄に関係ないのは別なんだけど、これは常態化してどんどんふえてきているわけだから、復帰後229回で今年は14回にもなっているということで、ここに対して危機感を持たないと。通常核、非核両用と言っても、実際は核密約があって通過することは認めるというのがあると言われてきているわけだから、実際核トマホークが搭載されて入ってきているというのが常識だと思うんですよ。これを日本の外務省の場合はいろいろな事情で答えないと。しかしアメリカの当時の責任者だった方々が退役して、アメリカの原子力潜水艦やその他で核を持つもので、どこかに核をおろして日本に寄港するということは、軍事戦略上まずないと。実質的には核兵器搭載型のものが沖縄に寄港しているというのは常識なんだからね。それを地方自治体で証明するのは難しいから、しかしそういう危険な原子力潜水艦が寄港していると、これは県民の生命、財産を守る立場からも関心を持つと

ということではそのところを要望しておきます。やはりもっと主体的に、いかに原子力潜水艦が大変なのかと、これは次回に原子力潜水艦がどういう機能を持ってどんな役割を果たしているかということについて質疑したいと思いますので、ホワイト・ビーチに寄港している原子力潜水艦に関する資料を、取り寄せられる範囲で当局が調べて提出していただきたいと要望しておきます。

陳情第36号ですが、この問題の原因というのは何ですか。キャンプ・ハンセン内レンジ3射撃場建設の即時中止を求めると。そしてレンジ4を含めているような経過がありますよね。この経過について説明してくれませんか。

**○平良宗秀基地防災統括監** レンジ3は去年の8月に米陸軍がレンジ3付近に小銃用の射撃場を米側予算で整備するということがありまして、その後同月金武町長や金武町議会の反対決議や要請、同じく同月に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会においても建設は行わないよう日米両政府に要請ということが行われております。また同様にそういった要請などを続けていて、今年3月などにも金武町議会で議決などは行われております。

**○上原昭知事公室長** レンジ4につきましては、委員がおっしゃったとおり地元金武町伊芸区を中心に金武町議会等が都市型訓練施設、複合訓練場について、そこでの実弾射撃も行われているのではないかと、その訓練も中止すべきということで根強い反対運動がございまして、それに対して県もこのように危険な地域での訓練は中止もしくは移すべきだということで県も反対いたしました。その結果、同じ金武町内のレンジ16付近に新たに訓練施設を整備するということが日米両政府で合意され、平成21年度中ごろまでにはレンジ16における複合訓練施設は整備されるということで現在工事中だと聞いております。この金武町議会からの陳情につきましては、米軍としてはレンジ4では実弾射撃訓練は行っていないということであるが、地元からはレンジ4における実弾云々も含めて訓練は行わないようにしてほしい、なるべく早くレンジ16の新たな施設で訓練を行ってレンジ4における訓練は中止してほしいという趣旨の陳情だと理解しております。

**○前田政明委員** これはなぜ工事がおこなわれているのですか。

**○上原昭知事公室長** おこなわれている理由ですが、米軍がこの地区で別途訓練を行っているようでして、その訓練との調整の関係で工事がおこなわれていると聞いております。

○前田政明委員 これはそのとおりで工事による訓練中止を米軍が拒否していると国会答弁でもおくれた理由になっていますが、なお今レンジ4の高速道路に近いところでは実際にいろいろな訓練がされている状況にあるわけですね。

○上原昭知事公室長 訓練は行っているようでございます。

○前田政明委員 それで金武町伊芸区の方々もやむにやまれないと、これだけやっているのにこれさえ聞かないのかと。また他の陳情にあるように、都市型を想定した掃討訓練までやって低空飛行もやっていると。両方使っているという感じで。私がここで聞きたいのは、結局は米軍基地の運用に関しては何も手をつけることができないんじゃないかと。アメリカが運用ということになると軍事戦略上語る必要がないということになってしまったら、日米合意をして日本政府のお金でつくりましょう、いやいや訓練の邪魔になるということで、当初の2009年9月ごろまで約1年半完成がおくれている、それがそのまま放置され基地の運用についても何も言えないというのがこのことから感じられるのですが、それはどうなんですか。

○上原昭知事公室長 何も言えないということではなく、前回のレンジ4からの訓練中止、移転については地元を中心に県も含めて働きかけを行って、その結果移設が行われるようになったと。やはり県民や住民に対して危険だとか生命、安全の面で問題があるというものについては、県知事も先頭に立って声を上げていく必要があると思いますし、それは今後とも変わらないと思います。

○前田政明委員 これは自衛隊も一緒に使っているんでしょう。

○上原昭知事公室長 そこで自衛隊も一緒に使っているという話は聞いておりません。

○前田政明委員 これについては自衛隊に皆さんのほうから確認してもらえませんか。

○上原昭知事公室長 キャンプ・ハンセンについて自衛隊が共同使用するということについては合意されているわけですが、その中で特に現在のレ

レンジ3及びレンジ4地域については共同使用の区域から外れておりまして、したがってレンジ3あるいはレンジ4において陸上自衛隊が訓練を実施するという計画はないと聞いております。

○前田政明委員 だから問い合わせしてくれませんかということなんです。

○上原昭知事公室長 計画はないということではありますが、改めて確認したいと思います。

○前田政明委員 皆さんはキャンプ・ハンセンの自衛隊と米軍の共同使用については賛成でしたか。

○上原昭知事公室長 共同使用について地元金武町がそれを認めておりますので、県としては地元の判断を尊重したいと考えております。

○前田政明委員 実際は米軍再編の名前でどんどん金武町伊芸区の皆さんも長年協力してきながら拒否していると。私たちは毎週水曜日に朝7時からゲート前で抗議しているんですよ、金武町伊芸区の皆さんの気持ちを引き継いで。私はこの問題については最小限度の、言うに言われぬ要請だと思っておりますよ。その結果、金武町伊芸区の米軍基地を全面返還しなさいと言わざるを得ない状況をつくっているわけですから、ここはぜひあらゆる努力で対応していただきたいと思っております。

陳情第38号ですが、先ほどもありましたが、3回も繰り返されるということは、1つはイラクなどから帰ってきて基地に向かう流れの中で、これは移動訓練じゃないのかと。すなわち休息場に複数の車両がとまるという面では基地間移動ではなくて、まさに軍事訓練じゃないのかと見るのが、僕は常識じゃないのかなと。3回も同じようなことが起こること自体がおかしいわけで、水陸両用車というのはイラクなどから帰ってきてホワイト・ビーチに着いて、そこから移動する場合に、彼らは戦時で来ているわけで、常に戦時体制で、我々は日常的生活をしています、アメリカにとっては今は戦時でテロとの戦争ということですからずっと戦時体制ですよ。共産党の国会議員団が基地問題でアメリカ大使館に申し入れに行ったら、国会議員の携帯電話すらも全部とるという、それほど日本の中におきながらアメリカの政府関係は戦時という形で対応しているようなんですが、そういう面では常識的に考えても軍隊が単純な過ちを繰り返すということはありませんか。

○上原昭知事公室長 米軍側は道を間違えたと説明を行っておりますので、昨年からのこの件が軍事訓練であるかについては承知しておりませんし、道を間違えたということも事実ではないかなと思っております。

○前田政明委員 私はそういう単純な理解ではだめだと思うんですよ。フリーマーケットのところに水陸両用車が2台入って、銃口をかぶせずそのまま開いたままでやられている問題というのは以前写真も含めて申し入れたことがあります。それは我々の日常の感覚と戦時体制のアメリカの軍隊のドロドロした状況そのもので、戦争から帰ってきて心理的なケアとかがまだできていないわけで、終わってきてゴルフしたりとかわからないが、実際は殺すか殺されるかという精神状態で帰ってくるわけですよ。それで隊列をなしていくわけで、そういう軍隊が3回もこんなことをやるのはあり得ないわけで、我々沖縄県民を仮想敵と想定して訓練と、僕はそう思わざるを得ない状況があると。ここはただ単に米軍や日本政府、外務省の言うことをうのみにしないで、そういう問題意識を持ってちゃんと対応していただきたい。

それから5 日米地位協定を抜本的に改定することとの関係ですが、占領意識というか、犯罪を犯してもなかなか罰せられないという形で、例えば国会でも車庫証明が基地外の3000台余りの中で3台か4台しか車庫証明をやっていないというのがうちの国会議員の質問の中で明らかになったり、基地内のレクリエーションで高速道路を通るのも公務だと言ってやられたりというのがありますよね。本会議でも聞きましたが、伊江島の狙撃事件も新たな公開文書の中で第1次裁判権を放棄していたと。そして公務証明書については宴会などで行ってアメリカ関係者が酒を飲んで、途中運転して事故を起こしてもこれは公務なので第1次裁判権は日本にないと。こういう合意もやられているというのが今回情報公開文書の中で解禁文書の中から、国際問題研究者の新原昭治さんが次々に明らかにして、地元の新聞でも報道されていますが、日米地位協定の実態というのは、今私が話したことは大体新聞で報道されていることですが、実態としてどう思いますか。

○上原昭知事公室長 戦後63年の間、米軍が日本国内を占領あるいは日米安全保障条約の締結という長い歴史の中で、日米地位協定についてもいろいろ取り交わされてきたわけですが、その当時において密約云々の話があったかどうかについては政府はないと言っていますし、我々もこれを把握しているわけではございませんが、その辺の長い歴史の中で日米地位協定についての改

定はなされていないわけですが、米国側としては運用改善に努めると、そういう意味では日米両政府がこれまで協議の中で、特に起訴前の拘禁については日本側から要請があれば対応するということが現実には今行われていると。もちろん我々としてはそれでは不十分であるということで、日米地位協定の改定を求めているわけですが、そういう長い歴史の中でいろいろなことがあったらろうということについては、そのとおりだと思います。

**○前田政明委員** あと日米地位協定の抜本的改定の中でぜひ調べてほしいのですが、2008年1月から2008年3月に米軍の基地外の私所有の車で、3039台中車庫証明の提出があったのはわずか4台しかなかったと。そういう事態が国会の中でも明らかになったのですが、これについては皆さんは承知していますか。

**○上原昭知事公室長** 車庫証明がないということについては承知しております。

**○前田政明委員** これに対して県としては対応とかどう考えていますか。仕方がないことだということですか。

**○又吉進基地対策課長** Yナンバー登録についての働きかけですが、平成16年の日米合同委員会におきまして、同年9月から米軍施設区域外での車両を登録する際の車庫証明書取得の義務づけに合意しております。また車庫が米軍施設区域内にある場合の取り扱いについては、引き続き集中的な議論を続けていくというのが合意でございます。外務省によりますと、米軍関係者の私有車両の保管場所が米軍施設内にある場合の取り扱いについては、関係法令に沿った対応が実現するよう、米側との協議に努めているということで、引き続き米側との協議に努めていきたいと言っております。県は基地を抱える地域住民を含む日本国民との間の不公平感を解消する観点からも、米軍施設区域内外におけるこのような事態の早期是正を、渉外関係主要都道県知事連絡協議会や沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じて要請しているところでございます。

**○前田政明委員** これまで登録された3039台のうち車庫証明の提出があったのは4台にすぎないと。これは県としてはこのことに対して何もできないの。先ほどの国会答弁も含めてあったとおりなんだけど、これに対して県は何もしないの、できないの。

○上原昭知事公室長 この件については政府のほうで改善に向けて取り組むとしておりますので、県としてもその辺が改善されるよう政府に対して求めていきたいと思っております。

○前田政明委員 これは日常生活からしてもお互い車庫証明をとるのは大変なんです。これは合意されているわけですからね。そこは少なくともやれと、県としても遺憾だという形も含めて。だから私が言いたいのは日米地位協定の抜本的改定、一つ一つの不条理さをただしていくという積み重ねがないと、ただ見直しということだけではまずいよということの指摘として、先ほどの3回も学校施設に来ることのないようにしていただきたいと思っております。

次へ行きます。陳情第56号ですが、先ほどとの関係なんです、これは民間地域におけるキャンプ・ハンセン内レンジ4の、住宅地上空における飛行訓練というのは、これは実際どんな状況なんです。県としてどう把握しているんですか。

○又吉進基地対策課長 平成20年5月20日に金武町伊芸区の住民から基地対策課あてに、20時30分ころからキャンプ・ハンセンからのヘリコプター2機が金武町伊芸区上空で低空旋回飛行していて、騒音がひどいという苦情が寄せられました。さらに5月22日には金武町役場から電話がございまして、5月20日、5月21日と23時ごろまでレンジ4での頻繁な離発着があり、金武町役場にも苦情の電話があるということで金武町役場から説明を受けております。5月27日に金武町長、伊芸区長が沖縄防衛局、外務省沖縄事務所に抗議要請を行いました。金武町議会として臨時議会で抗議決議等をこの件に関して可決しております。さらに、金武町議会は沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所、米国総領事館にこの日抗議要請を行っております。県としましては沖縄防衛局、外務省沖縄事務所にヘリコプター低空飛行の状況を、電話で5月28日に確認しております。さらに金武町役場にもその状況について確認しております。それによりますと、5月20日から22日の3日間にかけて、夜間にヘリコプター2機が金武町伊芸区民間地域上空を飛行していることを役場職員が確認したということになります。6月27日になりまして、沖縄防衛局長が金武町長、伊芸区長に対して、ヘリコプター低空飛行の状況を説明してございます。

○前田政明委員 米軍はそういう夜間飛行なんかをやっても差し支えないわけですか。



○上原昭知事公室長 差し支えないかどうかは別としまして、県としては夜間に地元伊芸区に近いレンジ4地区で訓練を行うことは極めて遺憾であると認識しております、この辺は金武町と一緒に今後ともそのようなことがないように申し入れていきたいと思っております。

○前田政明委員 これは申し入れをしたのですか。

○又吉進基地対策課長 平成20年7月4日に基地対策課から外務省沖縄事務所及び沖縄防衛局あて要請をしております。

○前田政明委員 今知事公室長が言ったように、金武町長と一緒に要請したということではなくて、これからしたいということなの。

○上原昭知事公室長 県としても口頭でいろいろ申し入れをしているわけですが、今後沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会等の中で金武町からこういう訓練の中止等については沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会と一緒に常にならぬように申し入れをしているわけですが、今後特にヘリコプターの問題等が新たな訓練として行われておりますので、地元の意向をよく確認しながら、必要があれば要請していきたいと考えております。

○前田政明委員 皆さんは現場に調査に行ったのですか。

○上原昭知事公室長 特に現場に調査に行ったということはありません。レンジ4地区を機会があるときに基地の外から確認等は行っておりますが、特にヘリコプター訓練について現場で確認したということではございません。

○前田政明委員 私は思うんですが、やはりこういう通報があった場合には直ちに現場に駆けつけると。そしてその実態を、伝聞ではなく主語で、行きました、こうでしたと、区長や住民の話も聞きましたということで申し入れるのと、ただ間接的な電話でのヒアリングでやるのと全然違うんですよ。僕なんかもこういうことがあったら必ず現場に行くんですよ。皆さんより先に行っていることもあるけど。やはりそこどころがしっかりやられないと、ただ県は足元をもう見られて、せいぜいペーパーで、悪い言葉で言えばアリバイづくりみたいな格好にはならないと思うけど、なかなか意気込みが伝わらないのですよ。僕はこういう場合には直ちに、米軍基地関係の問題については痛みをとも

にするという立場で対応してもらいたいと思いますが、どうですか。

○上原昭知事公室長 事件・事故等の現場確認について、当然それはいろいろあると思っております。我々としては特に地元からの情報収集等についてはできるだけ収集できるように努めているところでございます。しかしながら限られた人員体制の中で、物理的にも時間的にも限界があることも事実でございますので、現場での情報収集を行うことはもちろん重要なことで、今後とも努力はしたいと思っておりますが、また地域との情報交換を行いながら、その辺での情報収集も努力していきたいと思っております。

○前田政明委員 この件につきましては、僕も米軍基地関係特別委員会は初めてで、やはりキャンプ・ハンセン、レンジ4を含めて、当委員会としても基地内の立入調査、視察をする必要があると思っておりますので、委員長をしてお計らいをお願いします。

次に陳情第61号について質疑します。これは本会議でもやっていますが、政府との協議を読んでいると、場周経路の問題も含めて見直しをしようとしているといろいろ出ていますが、實際上騒音やその他の状況からしたら、改善策はあるのですか。改善しているのですか。

○上原昭知事公室長 日米両政府は昨年8月に場周経路の改善策だということで公表したわけですが、飛行場の施設内の木や照明などいろいろな形での施設内の改善等々については公表しております。やはりこの狭い宜野湾市内に、いくら進入路等の改善をやったにしても、周辺はすべて住宅地でありまして、その進入路を改善したとしてもその他の地域にまた騒音が移るというだけのことではないかなと思っております。そういう意味では政府が発表した改善策では、我々は不十分であると認識しておりまして、それ以上にもっともっと具体的な改善策を研究してほしいということを強く今求めているところでございます。

○前田政明委員 これは日米協議の中でもこれが最善の策だということで資料も提出されていますよね。そうなると、場周経路の中で、もし事故が起こった場合、基地の中に行くんだというのも、實際上理屈であって、ほとんど絵にかいたもちじゃないかなと。この前沖縄防衛局が目視調査やっていますよね。皆さんはヒアリングしていますよね。どんな感想ですか。

○上原昭知事公室長 日米両政府が発表した改善策については、彼らは彼らな

りの努力で必要な改善策は行ったんじゃないかなど。そういう努力をしたことについては我々は一定の評価をしているわけでございます。ただあくまでも限定的な改善策でありまして、これでもって危険性の除去とか騒音の軽減を解決するものではないと。やはり政府が発表した改善策は限界があるわけでして、そういう意味では今飛行経路が守られているとかいないとかというところで、伊波宜野湾市長が飛行経路が守られていないから問題だということに関して、沖縄防衛局が守られているかどうかを目視で調べてみましょうという状況だと思えますが、それはそれで必要だとは思いますが、我々としては飛行経路の問題ではなくて、もっと見直すべきことがあるんじゃないかという意味で、日米両政府、特に米軍はもっと必要な改善策を研究すべきだと。そのことに関して日本政府はアメリカ側に申し入れるべきだということを今主張しているわけでございます。

○前田政明委員 場周経路の見直しの目的は何ですか。

○上原昭知事公室長 安全性の確保かなと思っております。

○前田政明委員 もっと具体的に言ってください。

○上原昭知事公室長 平成16年8月の普天間基地での墜落事故を受けて、日米合同委員会のもとで再発防止策の検討が行われてきて、その報告書が昨年8月に公表されたわけですが、それによりますと、「現地の米軍及び日本国政府機関並びに必要なに応じ中央レベルの機関は場周経路を再検討し、さらなる可能な安全対策について検討を行う」ということで、その検討結果が報告されたということで、やはり安全対策を確保するための検討だったと日米合同委員会では示されております。

○前田政明委員 この日米合同委員会の資料では、場周経路について、「場周経路で訓練などの飛行においてヘリのエンジンが停止するという緊急の事態になっても、オートローテーションによって民間市街地に墜落することなく飛行場に機体を帰還させることができる」と。すなわちエンジンがとまると、どうするかとって330メートルの想定で、そうすると移動で750メートルかかる。これはギリギリの線なんだよね。騒音とか何とかじゃなくて。私は改めてこれを見てびっくりしたのが、場周経路の見直しとは何なのか、それは何を想定しているかといえ、エンジントラブルでヘリコプターのエンジンが停止す

る、機能停止したときに、降りながら何とか移動すると、それが約750メートルだと。そしたら基地の中に落ちると、これは大変なものですよ。だからそれを目視調査してどうだったのかと。これは守られていたのかと。だから県はヒアリングをしてどうだったんだと。すなわち知事が言っている危険性の除去の中の、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会で合意した中身、防衛大臣がこれ以上はなかなか難しいよと言っている中での、場周経路の訓練というのは恐ろしいですよ。ヘリコプターのエンジンがとまって落下するときの緊急避難の、最低民間に落ちない経路が場周経路なんですよ。だからそれを沖縄防衛局が目視で調査した。それに対して皆さんはどうなのかと。これは県民の命にかかわること。これが場周経路の見直しなんだよ。その認識が、質疑してまともに返ってこないものだから、今私があえて、知事が行って合意した経過で納得して帰ってきた、この資料を持って今聞いているわけですよ。どういう認識なんですか。

**○上原昭知事公室長** 沖縄防衛局は目視調査を3週間くらい実施したようでございますが、特にこの時期はヘリコプターの飛行もタイかどこかに訓練へ行っておりまして、ヘリコプターの飛行も少ないと。その期間だけの目視による調査だけでは限界があるのではないかと。今後とも沖縄防衛局としては調査方法の検討も含めて実施したいという旨の意向があると聞いております。我々としては先ほども述べましたように、場周経路の改善だけでは限界があると。もっと具体的な改善策を米軍側が検討すべきであるという基本的な立場であります。目視をしたから場周経路が守られているか否かにかかわらず、もっともっと危険性の除去に向けての取り組みを米軍として強化すべきであると。その件については日本政府が強く米軍に求めるべきであるということ为先ほども答弁いたしましたが、そのような認識でございます。

**○前田政明委員** 本会議でも聞きましたが、皆さんは普天間基地の実態について調査したことがありますかと、その調査結果について報告してほしいと言ったら、ヒアリングということで、結局は現場調査していないということなんです。この場合も、沖縄防衛局がやったときに、地元宜野湾市は当然行っているが県は来なかったと。皆さんはなぜ沖縄防衛局の調査で、一緒に現場で確認するという仕事をしなかったのですか。

**○上原昭知事公室長** 県は来なかったかどうかということですが、県の職員も現場に立ち寄ってはおります。ただ3週間ずっと一緒につき合うというゆとり

もありませんので、やはりきちんと沖縄防衛局が行っている調査の結果を沖縄防衛局を通じて把握すると。そのほうが県としての合理的な対応じゃないかということで、県として目視調査は行っておりません。

○前田政明委員 どの程度立ち寄ったのですか。詳しく説明してください。

○上原昭知事公室長 ちょっと今手元に何月何日というメモがございませんが、返還問題対策課の職員が嘉数高台公園で調査を行っている沖縄防衛局のところに一時立ち寄って、何をしているのかという感じでの対応をしたということでございます。

○前田政明委員 これは普天間基地3年以内閉鎖実現とか、県が主体的に何をしているかと。知事も単なる言葉だけなのかと。それとも本当に県が県民の立場に立って、さっき言った場周経路は命にかかわる問題で、墜落する場合に最低基地の中に入りますよという、そういう面では今の件は大変大事なことで、質疑をする場合に基本のものになりますから、ぜひ資料を提出していただいて、知事公室長が答えたわけですから立ち寄ったと、文書主義だからいつ、何時からということとは当然業務の内容として基地対策課を含めて姿勢が問われますから、これはぜひ出していただいて、質疑を続けさせていただきたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいま前田委員からありました資料について、午後準備よろしくお願ひします。

休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時23分

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

午前中に引き続き質疑を行います。

前田政明委員から出されました資料要求について、知事公室長からの答弁を求めます。

上原昭知事公室長。

○上原昭知事公室長 普天間飛行場に県の職員が沖縄防衛局の目視調査について向こうで一緒になったという件ですが、6月12日木曜日に知事公室返還問題

対策課の職員2人が、これは時々行っているわけですが、普天間飛行場の現状把握のため、午前8時から10時に嘉数高台公園に赴いたところ、沖縄防衛局の職員が目視調査をしているのに会っております。

○前田政明委員 沖縄防衛局の調査は何日間でしたか。

○上原昭知事公室長 5月28日から6月17日の約3週間と聞いております。

○前田政明委員 3週間のうち2時間だけ立ち寄ったということで理解していいですか。

○上原昭知事公室長 はい、そのとおりです。

○前田政明委員 普天間基地の危険性ということでは共通しているとして、知事公室長が本会議での私の再質問、再々質問の中で、今の進入経路の改善策では改善されないと。経路の内容ではなくて必要な見直しが求められていると。政府はアメリカに申し入れるべきだと思うという趣旨の答弁をされましたが、その本意について説明してください。

○上原昭知事公室長 この件については午前中の質疑でも再三申し上げましたが、場周経路の改善では、市街地のど真ん中であって周辺はすべて住宅地等になっておりますので、飛行経路を改善したとしても騒音や危険性の除去については限界があると。やはりもっとそれ以外の改善について、米軍当局は検討すべきじゃないかと。それを基地の提供責任者である日本政府が米軍あるいは米国政府に対して申し入れるべきであるというのが趣旨でございます。

○前田政明委員 日本政府がちゃんと申し入れるべきだということは、日本政府はちゃんと申し入れていないということですか。

○上原昭知事公室長 外務大臣等の発言によりまして、申し入れていないと思っております。

○前田政明委員 そこは僕と一致しているんですよ。申し入れていない。この間も知事に何度も質問していますが、普天間基地の3年以内閉鎖を実現することをおっしゃっていますが、私はやはりそれは防衛省が考えていただけのこ

とだと、私はそれを訴えるだけだということでは公約にはならないんですよ。その点私は伊波宜野湾市長が外交文書などを研究して、具体的に普天間飛行場の安全不適合宣言ということで、アメリカ軍の基地の運用規定からしても、安全地域、危険区域が入っていると。普天間第二小学校とか、そういう面では、アメリカの世界の基地の中でも普天間基地だけがアメリカの運用上の規定から言っても安全性が満たされていないと。そういうことを調査しながら、また関係するアメリカの有力な上院議員とかに、訪米しながら実情を訴えると。この写真の状況を伝えるとみんな愕然とすると。こんなところがあるのかということで、キャンプ・シュワブもあのジュゴンのすむ海ですね、これはアメリカの司令官が世界一だと言っていますが、いずれにしても普天間飛行場のものが、これは避けがたい状況なわけですよ。それはアメリカの基地の運用からしてもこれは外れているということで、積極的に現状を打開する道を模索している、行動している。そして今度ハワイに行って指令軍を含めて客観的には宜野湾市の普天間基地はこういう状況で、不適合な飛行場なんだという認識を改めて求めていくと。そうすると軍の規律としてもこれは大統領声明を含めていろいろな中で決められている中身で、そういう面では有力な上院議員なんかも普天間飛行場はそのままそこに置くべきではないという認識になると。そういう状況を私は積極的に解明して、ここまで到達しているのはすごいことだなと。それに対して県が足並みをそろえて、客観的事実でアメリカの資料で明らかになっていることでやっていることですから、極めて行政的なことで、いろいろな思想信条を超えた県民の命を守る、そして安全性、危険性の除去という面では、やはり道理のある調査と提案をしていると思うのですが、そこはどのような認識ですか。

**○上原昭知事公室長** 普天間飛行場の危険性については日米両政府を初め県民も一致して、危険な飛行場であることの認識は共通していると思います。これは日米両政府においても同様だと思っております。そういう意味で、普天間飛行場を早期に移設することが1日でも早く実現することを求めて、県としても対応しているわけでごさいます。普天間飛行場の危険性除去について伊波宜野湾市長も私は2度ぐらいお会いして要請も受けたりして、そのときにも伊波宜野湾市長にもお願いをしておりました。実態を教えてくださいということとあわせて、普天間飛行場の危険性除去のために、現地である宜野湾市長からどのようなアイデアがあるか、あるんだったら教えてちょうだいという話をやっているわけですし、やはり県は宜野湾市とも一緒になって危険性の除去についてどのような対策が講じられるか、ともに考えていく必要があると思います。

○前田政明委員 伊波宜野湾市長が不適格宣言ということをやられましたよね。これに対する評価はどうなんですか。

○上原昭知事公室長 ですから不適格宣言という形にするかどうかは別として、普天間飛行場が危険であるということは県としても同様の認識であります。

○前田政明委員 伊波宜野湾市長が言っているように、そういう面ではアメリカの内部の規律や基準からしても不適格であると。アメリカの世界の基地の中でもこういう基地はないと。これは本来運用を中止すべきだという認識で一緒だということでもいいのですか。

○上原昭知事公室長 移設が実現するにしても、その間の運用については危険性や騒音が軽減されるように対応していただきたいという意味では、認識は一緒でございます。

○前田政明委員 先ほどの場周経路のことからしても、やはり具体的に効果がないんですよ。そういう面では、米軍の規定からしても住宅密集地で危険回避の安全を確保するためのゾーンが確保されていないと。そのほとんどが住宅地に隣接していると。そういう面では、そういう危険性の除去をする、また危険を避ける場所も確保されていないということになると、当然これはさっき言った場周経路やその他の方法から言っても、ほとんどこれは対応不能なわけですから、そういうことになると、危険性の除去のためには、アメリカの基準からしてもこういう飛行場は閉鎖しかない。なぜかと言えば責任が持てないと。いざという場合の危険性を認識していたら、ひょっとしたらこうなるなという責任が伴うわけで、そういう面で、危険性を認識するということは当然最悪の事態が想定されるわけで、最悪の想定状態を少なくとも回避するために運用規定があると。そういう面では伊波宜野湾市長が言っている宜野湾市のいろいろな調査からすると、当然これはアメリカの内部の規定からしても、住宅密集地の中で危険性が除去されないということになれば、これは即時閉鎖、こういう運行自体が国家責任が問われるという認識には立ちませんか。

○上原昭知事公室長 この間米軍再編を日米両政府で詰めてきたわけですし、その結果、普天間飛行場は移設するという結論に至っているわけですから、これは最善、最短の普天間飛行場の閉鎖につながる道だと考えております。そう



いう意味では普天間飛行場の1日でも早い移設を実現するために、県民が一体となって取り組む必要があるだろうと考えております。

**○前田政明委員** 私はそのことは聞いていないんです。要するに伊波宜野湾市長の不適格宣言を含めたら共通の認識だと、危険性があるという認識では一致しているということだから、それではそういう調査の結果はアメリカの運用規定からしても危険回避をする地域がないという面では、これはもう延長線上の4500メートルの中には住宅から学校、病院があつて、これは普天間飛行場が米国内において米国の基準に照らし合わせて成り立たない、安全上不適格な欠陥飛行場であると。そうであるならばこれは閉鎖しかないんじゃないですかと迫っているわけで、そのことについて県が本当に普天間飛行場の3年閉鎖状態云々ということになるならば、そこに出ているアメリカの運用に照らしても、これは不適格な欠陥飛行場であると。それほど危険な状況であるならば、当然これはアメリカの内部においても、本国ならば即時閉鎖になる基地だという認識はあるんでしょう。

**○上原昭知事公室長** 危険であるから、1日でも早い閉鎖を実現すべきであると考えているわけですし、そのためにも早く移設する必要があるということです。

**○前田政明委員** 移設のことは今聞いていないんだよ。この普天間飛行場の移設について私はやはり先ほど言ったように、本当に危険性の除去というならば、私は皆さん自身が実態をつかむと。沖縄防衛局ですら何日間もやっているのにわずか2時間だけぱっと顔を出して、これでは知事が公約している課題を実現するという形にはならないんじゃないかと。そういうことならもっと臨機応変に対応するような体制を強化して、こここのところの実態を掌握して、本当に普天間飛行場の閉鎖のためにやる姿勢を見せるべきじゃないかと。そうしないと結論的に言えば知事の言い方をすれば、沖縄防衛局、政府頼みであつて、何ら主体的な努力がないと思われてもおかしくないし、そうなれば公約の破綻という形で理解するのですが、新しく内閣官房長官が、技術的なものも含めて努力すると言わざるを得ない状況になっていますが、これは果たして知事公室長としてこういう経過から、普天間飛行場の閉鎖の実現については現実的可能性があると理解しているのですか。

**○上原昭知事公室長** 普天間飛行場の3年めどの閉鎖状態の実現と知事は主張

しております、それについてはこの間、本来ならば基地の提供責任者である日本政府において示されるべきであるということで、そのことを求めてきたのですが、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会の中で県からも意見やアイデアがあったら出せますかということで、その経緯を踏まえて県としても検討に入っているところでございます。3年めどにできるかどうかについては、努力していきたいと思っております。

○前田政明委員 宜野湾市にもヒアリングに行っみたいですから、これまでの調査の蓄積も参考にして、いずれにしろこの危険性が早期に除去されて、安全を確保するようにやる責務があると思います。それと移設の問題は全く別のことですから、そこを絡める必要はないということを指摘しておきます。

次に行きます。陳情第62号については米軍再編で嘉手納基地は本当に強化されているということで、今言っている日米合意は沖縄県民の負担を軽減するというのが全く事実に基づかない。すなわち米軍再編というのは自衛隊と米軍の一体化、新たな基地強化そのものを示している内容でありますから、このところは住民の皆さんの要望にこたえるようにやっていただきたいということを指摘しておきます。

次に陳情第88号です。これについて実際の工事の計画は、沖縄防衛局からすればどういう段取りになっているのですか。

○上原昭知事公室長 これは当時の那覇防衛施設局によりますと、北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設及び進入路等の整備については、平成19年7月3日から着手し、完成予定年月日が平成21年2月28日という工事着手の届け出がございます。

○前田政明委員 移設予定地は何カ所なのですか。

○上原昭知事公室長 6カ所です。

○前田政明委員 この工事は6カ所同時にやっているのですか。

○上原昭知事公室長 6カ所ですが地区的には4地区ございまして、最初の着手が3カ所、それからその後また3カ所着手予定となっております。

○前田政明委員 2カ所ずつではなく3カ所ずつですか。

○上原昭知事公室長 1地区2カ所というところがございますので、2つの地区で3カ所、先ほど6カ所と申し上げましたが4地区6カ所でございます、当初が2地区で3カ所、次に2地区で3カ所です。

○前田政明委員 私は当然建設反対なのですが、これまでの工事の流れの中で、これは予定どおり来ているのですか。

○上原昭知事公室長 沖縄防衛局への聞き取り状況によりますと、工事には着手したわけでございますが、資材の搬入等が順調に入っていないということを聞いております。

○前田政明委員 聞くところによると、1年で2地区を想定していると。これがいろいろな事情で工事がおくれている、4地区同時に工事をやるという状況になっているのですか。

○上原昭知事公室長 残りの地区が着手されているかについては詳しくは把握しておりません。

○前田政明委員 ここはノグチゲラやその他の産卵期を含めて3月から6月まで工事を中止していたと。非常に貴重な動植物が生息しているという意味では大変重要な場所だと思います。そこのところに強引な形で工事を強行することは、やはり貴重な自然を破壊するだけではなくて、貴重な動植物の生息環境を破壊すると思います。貴重種の植物を移植して保存するという対応もなされているようですが、これはどうなっていますか。

○友利弘一環境企画統括監 移植された貴重種ということで、まずN-4地区ですが、マメヒサカキという植物が3株、ヤナギバモクセイというのが6株、トサカメオトラが1株、キノラン属の一種が1株、H地区については、ミヤマシロバが5株、ヤナギバモクセイが9株、オキナワヤブムラサキが19株、リュウキュウコンテリギというのが8株移植されているという報告を受けております。

○前田政明委員 それはもう月日もたっているわけで、その結果はどうなっているのですか。

○友利弘一環境企画統括監 具体的な報告は確認しておりません。

○前田政明委員 これは大変大事なことだと思いますね。これは環境アセスメントの関係ではどうなんですか。自主アセスメントという面では貴重種を移植すると。やはりその植物なりの特殊な状況から、よその場所に持って行って、私は成功しないんじゃないかと思うんですけどね。そういう面では貴重植物の生息をちゃんと確保するというものは、環境アセスメントの問題としてはどういう前提になっているんですか。

○友利弘一環境企画統括監 委員がおっしゃるとおり貴重種でございます、環境影響評価審査会の中でもこういう貴重種がありますよと。環境保全措置をどうしようかということで、いわゆる移植という形であるわけで、その生息環境がどうなのかということも含めて、先生方から意見をいただきまして、移植している状況で、おっしゃるとおり確認というのは大事なことだと思います。それにつきまして事業主のほうに確認したいと思います。

○前田政明委員 移植が失敗してだめだったらどうなるのですか。

○友利弘一環境企画統括監 実行可能な範囲でというのがああるわけで、しかしながらそういう環境はどうかと、十分に専門の先生方の意見も聞いてしなさいということで意見も述べておりますので、そういう面では実行していただけるものだと思っております。

○前田政明委員 自主アセスメントと環境影響評価法の適用との関係で、本来環境影響評価法にのっとった規模やその他の場合に対する対応と、自主アセスメントの場合の対応の仕方について、環境の保全という視点からはどういう差がありますか。

○友利弘一環境企画統括監 御案内のとおりこの事業につきましては環境影響評価法それから県の環境影響評価条例の対象外事業ということで、自主的なアセスメントが進められております。しかしながら事業者のほうで環境影響評価法に準じた手続ということで、方法書に相当する環境調査検討書、それから準備書に相当する環境影響評価図書案、それから評価書に相当する環境影響評価図書という図書が作成されまして、それぞれの段階で県に送付されております。

県は法令、条例対象の事業と同じように、環境影響評価審査会に諮問しまして、審査会や住民等の意見を踏まえまして知事意見を出して、法条例の同じような段階で手続を進めてきたということでございます。

**○前田政明委員** 今現場では、貴重な自然環境を守れと、県も言っている世界自然遺産登録、本来的にヤンバルの森は私たち沖縄県民だけではなく世界的な遺産だという面で、琉球列島の特殊性からして、その地域にしか生息していない貴重種、これは世界の宝ですよ。それを守るといのが私たち県民の責務で、皆さんの仕事なわけですよ。ただヘリパッドの面積にしる、私たちにすればいろいろな拡大解釈の違いで、僕なんかからすれば本来の環境影響評価法の趣旨に準じて拡大解釈すれば、環境影響評価法の対象になると思っておりますが、それはそうじゃないんだと自主アセスメントの形にして、世界的な環境を守るという点で、本来の皆さんの仕事の役割が果たされていないというのは非常に残念なんです。その前提でもこの貴重種、貴重植物の保全は極めて大事なので、それがやられているかどうか。1年たっているんですか。そういう面では普通一定の状況というのはわかるんでしょう。

**○友利弘一環境企画統括監** 自主アセスメントは評価書段階まで終わっているのですが、事後報告というものを求めておりまして、年度ごとに事後報告というものがありますので、事後報告の項目につきましてどのような形で事業者が対応したか、そういう図書が出てくるのですが、実際工事は着手したのですが、進められていないということがありまして、事後報告書はこれから出てくることとなりますので、報告書が提出された場合にどういう対応がされたのか、十分に審査をし、また意見も述べるという手順になっていくということでございます。

**○前田政明委員** 皆さんは現場を目視したのですか。

**○友利弘一環境企画統括監** 環境影響評価審査会の先生方もじかに中に入っておりますし、もちろん基地内でございますので手続が必要で、そういう意味で審査会の先生方も現地調査を2回、準備書段階、方法書段階でも入っていると思います。それから私どもの職員、私も実際に中に入りました。そういうことでございます。

**○前田政明委員** 私が聞いているのはさっき言った貴重植物の移植した場所

は、目視で確認しているのですか。

○友利弘一環境企画統括監 担当課の職員のほうで、現場に行って確認しております。

○前田政明委員 どういう状況なんですか。

○下地寛環境政策課長 H地区でミヤマシロバの移植後の状況を目視で確認しました。状況としては当時余り雨が降っていなくて、沖縄防衛局の職員が水をかけないといけないという必要があったのですが、阻止行動にあってなかなか思うように水がかけれないということで、生息状況は余りよくなかったと記憶しております。

○前田政明委員 自然の森の中で、いちいち水をかけるような森ってあるのですか。

○下地寛環境政策課長 移植後は水は必要ですので、よく育てるためには散水が必要だということも話としては聞いております。

○前田政明委員 移植というのは当然自然環境と同じ状況の中で、そこにしかない地球50億年という流れの中での経過として生まれているわけですよ。それを人間の力でほかに持っていくわけですから、僕の理解ではそういう状況の中で移したら、後はその状況のもとで育つかどうかというのは、自然というのはそういうものじゃないかなと。当然自然の摂理でそこに合わなければ淘汰されていくわけだから、いちいち人間が水道で水をかけたりとかやるわけじゃないし、ここは次回お聞きしたいと思いますので。

委員長、そういう状況を私たちこの委員会でも東村高江区の6カ所の予定地は極めて貴重な動植物が生息しておりますし、工事の状況をよく踏まえて、今言っている状況も直接確認をしていく必要がありますので、委員長をして現場視察調査ができるよう取り計らいをお願いします。

現場では、自主アセスメントの中でも人間が住む環境が破壊されていると。6カ所東村高江の部落を囲むように集中してくると。だから自然環境の保護も当然重視されるべきですが、やはり人間が生きていくために必要な状況の中に、ヘリコプターが民間上空すれすれで来ると。それからヘリコプターでぶら下げられた海兵隊が移動する状況とか、それからその側ではサバイバル訓練がやら

れていると。そこが米軍だけではなくて、自衛隊やほかの者も調査に来たりしてやっている状況なわけですが、そういう面では住民との話し合いが前提だということで、自主アセスメントの流れの中で言うておりましたが、東村高江区はこのヘリパッドに賛成なのですか。

○上原昭知事公室長 東村高江区民の間で反対の声があることは承知しておりますが、区として反対であるかどうかについて、決議等もなされているということで、東村高江区として反対であると承知しております。

○前田政明委員 2度にわたって反対決議をして現在も反対ということですよ。さっき言った地元住民との話し合いとアセスメントの状況からしても非常に不的確、それから貴重植物の移植の問題についてもいろいろなものがあると。そういう面では世界の宝である自然の森を、世界自然遺産登録をするという前提を含めていろいろある流れの中で、私はこれを強行すべきでないと思うんですが、皆さんとしては地元の住民が反対している中で、これは強行すべきではないと。やはり住民の安全や暮らしを守るという立場からすれば、東村高江区が反対しているわけで、そういう状況の中では十分話し合いが持たれていないと、これは強行するなという形の進言を沖縄防衛局などにすべきだと思うんですが、どうですか。

○上原昭知事公室長 今回の6施設の移設につきましては、北部訓練場の半数以上を占める地域の返還に伴うものでございまして、やはり基地の整理縮小を着実に進めるという立場からは、国頭村を中心とする返還を着実に進めることが重要であると考えておりますので、東村長が現時点で移設場所の変更は厳しいという発言、村議会の対応等もございまして、やはり沖縄防衛局としては住民の安全に万全を尽くしていただきたいと、住宅地や生活関連地域を避けるような形で飛行ルートを設定するなどの最大限の努力をしながら、移設については取り組んでいただきたいということでございます。

○前田政明委員 東村長選挙で、移設反対と公約した村長が当選したということは、民意の反映としては極めてはっきりしているのではないですか。違いますか。

○上原昭知事公室長 東村長選での公約がどうかについてはきちんと把握しておりませんが、その後当選した村長が現時点での移設場所を変更するのは厳し

いと発言したのは、それはそれで尊重すべきだと考えております。

○前田政明委員 東村長選挙で現村長が、移設反対と公約していたことを知事公室長は知らないのですか。

○上原昭知事公室長 そのような主張があったということは承知はしております。

○前田政明委員 知っているんでしょう。私たち共産党県議会議員団も3名のときに直接行って東村長に会いましたよ。申しわけないと、自分はこう掲げたが、先輩方からいろいろあるということではあったんですが、申しわけないと言っていましたよ。住民投票もそうなんですが、公約というのは民主主義の世の中で大事なことです。その公約を掲げた人が後で訂正したかどうかについては重大な問題で、いずれにしろ東村長選挙ではヘリパッド建設反対と主張した村長が当選したんですよ。その後いろいろな事情で公約を投げ捨てたとなっていますが、私が強調したいのは民主主義の制度である選挙で、ヘリパッド建設反対と言った村長が当選したんですよ。そういう面でも、今村長がいろいろな事情で認めているからといって、これですべてオーケーというわけではない。すなわち住民との話し合い、東村高江区も反対、村長も村長選挙ではヘリパッド建設反対と言った。こういうのが客観的に見たら民意ですよ。そういう流れからすると、私は住民からしても裏切られたと。そういう面では許せないというのは民主主義の理屈としては当たり前の権利で、そういう面ではヤンバルの自然を守るという形で、民主主義を否定するものだというのもあわせて、現地では連日座り込みもやっていますが、私はやはり全県的にもこのヤンバルの貴重な自然を守ろうと、そして沖縄県がやっている琉球諸島を世界自然遺産登録へということからしても、あのかげがえのないヤンバルの森の環境を守れと、その環境を破壊しているのが米軍基地などであったということで、沖縄県の将来を踏まえて見た場合でも、私は住民の皆さんが訴えている意味もわかると思いますが、これは琉球列島が世界遺産登録できなかった、主な原因というのは何ですか。

○友利弘一環境企画統括監 世界自然遺産の1つの候補地として琉球諸島が選ばれたわけなんです。その登録においてはいろいろな保護対策、例えば国立公園、国定公園とか、あるいは動物の保護だとか、そういう保護措置が必要だということがありまして、国のほうではそれに向けて調査、検討が始められて



いるということでございます。

○前田政明委員 候補に挙がりましたよね。皆さんまとめていますよね。その前提で、北部訓練場は障害物にはなっていないのですか。

○友利弘一環境企画統括監 現在のヘリパッド着陸帯が移設された、北部訓練場の一部が返還された後に、県指定の鳥獣保護区が県移管、それから国立公園として管理されることを前提として、現在遺産登録に向けた準備、検討が進められているということでございます。

○前田政明委員 障害物になりませんかと聞いているんですよ。北部訓練場が。ならないならならんと言っよ。

○友利弘一環境企画統括監 現在保護等も含めて検討しているということでありまして、検討段階で示されてくるということでございます。

○前田政明委員 やはり自然環境の保全ができないと。いろいろな貴重な動植物がサバイバル訓練の中で食べられているんだよね。それは米兵自身がいろいろな新聞にも言っているわけで、カメもおいしいと。そういう意味では答えにくいからもういいんですが、世界自然遺産登録という前提での大きな障害物なんですよ。せっかく返ってくるわけだから、そうするとわざわざ今もある地域の中にまた部落を囲んで6カ所もつくるということは非常識ですよ。そういう面で県もぜひ地元の皆さんを支援する立場から見守っていただいて、東村長も公約を掲げていた、現在も東村高江区は区全体で反対決議が生きている、そして連日自然環境を守るという面で皆さんが座り込みで頑張っているということは、県民的に見れば大変貴重なもので、私は沖縄県としては激励すべきだと思います。そういう面でヘリパッドの強行は許してはならないということと、先ほどの貴重植物の状況についてはもっと精査して、ちゃんと報告ができるようにしていただきたいと思います。

最後に陳情第89号について、不思議でならないのは、知事が答弁の中で、新たな機能を有した基地ではない、代替施設だと言っている根拠は何ですか。

○上原昭知事公室長 新たな機能について、建設計画の詳細についてはこれから明らかになっていくと思いますが、基本的には現行の普天間飛行場をキャンプ・シュワブに移設すると、そういう意味では現行の飛行場の移設であるとい

うことであります。

○前田政明委員 皆さんは普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会の中で、飛行場施設の配置計画というのはみんな文書で示されていますよね。これには弾薬搭載エリアでしょう、それから燃料栈橋、これは実質的には水深が深いところだから常識的に見て実質的な強襲揚陸艦も接岸できるような軍港になるという、これは普通常識で、そういう面では滑走路も2つになるけど、これが新たな基地機能を持った基地とは見ないのですか。

○上原昭知事公室長 基本的には現行の普天間飛行場が有している部隊等の運用の拡充になるものではないと考えております。

○前田政明委員 その根拠は何ですか。

○上原昭知事公室長 現行の滑走路よりも短い滑走路になりますし、部隊の数も一部グアム等に移転するわけですから、特に大きな基地機能を拡大した施設にはならないと考えております。

○前田政明委員 滑走路を2つ足したら幾らになるの。

○上原昭知事公室長 2つ足しても滑走路1本の長さは限られており、これは運用によって使い分けるということで、地元的生活環境の軽減のために工夫されたということでございます。

○前田政明委員 私は本当に恐ろしい基地機能強化だと思いますが、それを平然と先ほどのように答弁されることについては、後で歴史が審判を下すと思います。そういう答弁をしていた時代もあったということで、沖縄県民の歴史の流れの中で、私たち県民が基地のない沖縄をつくる前提の中で、こういう時代もあったと1つの記録として残るでしょう。私はそういう面では沖縄の県政史上、新たな基地を認めて米軍の海外侵略の機能基地として強化するということはもうわかっているわけで、そういうことを平然と進めようとする知事公室長の答弁に対しては非常に理解できません。これだけ指摘しておきます。

後は陳情の関係で、兵舎の建物を解体した跡地について、名護市教育委員会による埋蔵文化財に係る試掘調査が実施されるべきだと思われませんが、実施されたのか、または実施する予定があるのかどうか、この点についてお願いしま

す。

○金武正八郎教育指導統括監 平成19年度に名護市教育委員会が名護市辺野古先の西側沿岸部で試掘調査を実施しております。表面積1カ所数平方メートル前後の試掘調査を31地域で行っております。

○前田政明委員 大規模な造成工事の進行中のグラウンドにおいて試掘調査が行われたのか、その辺はどうなんでしょうか。

○金武正八郎教育指導統括監 グラウンドについては一部やっているということです。

○前田政明委員 その後の予定は。

○金武正八郎教育指導統括監 今後も試掘調査が予定されているということを知っています。

○前田政明委員 これは本調査で、今後2007年度試掘調査対象地区で、飛行場関連施設など、また普天間飛行場代替施設建設計画が準備される場合、試掘調査が行われるべきだと思われませんが、その受けとめ方についてどうなんでしょうか。

○金武正八郎教育指導統括監 名護市教育委員会では次の2つの調査をこれから予定しております。1つは平成19年度から平成23年度の予定で、キャンプ・シュワブ全域を対象とした遺跡の有無を調べるための試掘調査を行います。もう一つは沖縄防衛局が実施する工場、倉庫建設に伴って、記録、保存目的のために行う思原(ウムイバル)遺跡における緊急発掘調査を行う予定であります。

○前田政明委員 この埋蔵文化財の調査についてはちゃんときちりと必要な調査をやるべきだと思います。しっかりと学術的にも耐えられるような形の、慎重な調査をやるべきだと。そういう面では基地建設との関係とかその他で、政治的な変な形の中で、本来の趣旨が損なわれるようなことはあってはならないと思いますので、そこは強く指摘しておきたいと思います。

あと名護市辺野古への新基地建設は、やはり私どもは環境も破壊するし、ジュゴンの生息地でありますし、また自然の豊かな大浦湾のサンゴ礁その他を守

るためにも、やはりこれは県議会議員選挙でも新基地建設はやめるべきだというのが圧倒的多数であると思いますので、ぜひ今議会で県民の意思にこたえる形での、名護市辺野古への新基地をつくらせないという形で、県議会で決議を行うべきだと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城義和委員。

○玉城義和委員 大分出ましたのでダブらないように簡潔にやりたいと思います。陳情第89号ですが、3番目のところで造成工事や建物のところでありますが、キャンプ・シュワブ内で行われている兵舎等の工事は米軍再編として行われるものであると、普天間飛行場代替施設建設事業とは関係ないと、これはどういう意味で書いてあるのですか。

○友利弘一環境企画統括監 処理方針に書いてある兵舎等の工事は、米軍再編として行われる米軍基地の再配置のための事業の一環であり、環境アセスメント対象である普天間飛行場代替施設建設事業として行われるものではないと、環境影響評価法との兼ね合いでの答弁としております。と言いますのは、兵舎等の工事につきましては、飛行場区域外のところにおきまして宿舎や管理棟、倉庫とかそういう工事をやるということを聞いておりますので、環境アセスメント対象の区域外のものであるということでの処理方針でございます。

○玉城義和委員 もとより米軍再編というのと名護市辺野古への移設というのはまさに一体のものであって、この再編のロードマップの中で移設問題というのが出てくるわけで、これをあえて切り離して考えることが私には理解できないのですが、どうですか。

○友利弘一環境企画統括監 環境影響評価法との兼ね合いになりますが、当該事業につきましては飛行場及びその施設の設置の事業と公有水面の埋立事業、飛行場につきましては県の環境影響評価条例の対象事業、公有水面の埋立事業については環境影響評価法対象事業となっているのですが、この中の飛行場及びその施設の設置の事業といたしましては、滑走路着陸帯その他の航空保安施設とか、そういうものも飛行場の区域ということで環境影響評価方法書の中でも飛行場の区域ということで区域が示されております。

○玉城義和委員 琉球新報7月5日の夕刊ですが、上空写真から見ると、これはどう見ても今度の普天間飛行場の移設区域内にあると示しているのですが、どうなんですか。1つは今言ったようにロードマップが示しているものと普天間飛行場移設というのは一体のものであるという観点ね。もう一つは今おっしゃるようにこれが区域外であるということは、県としては確認されているのですか。例えば琉球新報の上空写真を見ると、これは明らかに沿岸になっていて、どう見ても区域内にしか見えない。そこは確認されているの。

○友利弘一環境企画統括監 この事業の事業主である沖縄防衛局におきまして、新聞報道を見ましてすぐ確認しなさいということで電話で確認いたしました。示した区域外のものであると確認をとっております。

○玉城義和委員 それから2007年1月19日第3回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会での配付資料がありますが、その中で見ますと、概略工程表なんかがありまして、環境影響評価手続、埋立申請手続、埋立工事、飛行場建設の工事、辺野古ダム周辺の造成工事、そして兵舎等の建物の建設工事というのが出ているんです。これが工程表によると2007年の終わりから2008年にかけて、兵舎等の建物の建設工事も普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会の中で出ているんです。これとの関連はどうですか。

○上原昭知事公室長 先ほど御質疑がありましたが、当然普天間飛行場の移設事業は米軍再編事業の一環として行われるものでございまして、その中でいろいろ米軍の県内における部隊の再編等に資するために、キャンプ・シュワブ内の施設、これは飛行場地区からちょっとはずれるのですが、そこに兵舎等を整備するということで現在進められているわけございまして、そういう意味では兵舎等の整備も米軍再編の一貫として行われていると。当然普天間飛行場の移設先はキャンプ・シュワブの中に来るわけですから、無関係であるということはないと思います。

○玉城義和委員 まさにそのとおりであって、米軍再編の中で普天間飛行場の位置づけがあるわけで、これを切り離して別なんだということ処理方針に書くこと自体が私は認識の足りなさだと思うんですね。現に普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会の中では、ちゃんと文書が配られているんですよ。これは明らかに、兵舎も含めて普天間飛行場の移設ですよと示されているわけでしょう。だからそういう意味でこれとは別であると、関係ないという言い方

は、これは今のロードマップも含めて知事公室長がおっしゃるように、関係ないということではないというのは当然のことじゃないの。

**○上原昭知事公室長** ですから、普天間飛行場移設自体が米軍再編の一貫として行われると、そういう意味では米軍再編と普天間飛行場の移設は無関係ではないということと同様に、兵舎の整備も米軍再編の一貫として行われるわけですから、普天間飛行場の移設とは無関係ではない。ただし、文化環境部が答弁しております環境アセスメントの面を見た場合に、この兵舎地区は普天間飛行場の移設と直接関係あるかということ、それは直接は関係ないという意味で、環境影響評価法の手続の面で見ると直接は関係ないと、そういうことでございます。

**○玉城義和委員** こういう狭い所で、名護市辺野古崎の中で行われている工事で、これを関係ないと言い切るところに私は問題意識の足らなさが非常にあると思うんです。例えば工事の中で赤土がこういう状況になっているんですよ。これが半島の突端ですよ。こういうのが現にあるわけだよ。こういうのがあって環境影響評価法は関係ありませんという言い方は強弁でしかないですよ。ぜひこのところは調べて、きちんと対応してもらわないと、米軍の立場に立って物を言うのではなくて、県民の立場に立って物を言わないといけないですから、ここにちゃんと工程表もありますよ。とって見てくださいよ。ここにちゃんと兵舎も含まれているんですよ。この地域が入っていないというのであれば、むしろここまで環境アセスメントを広げるべきですよ。これは入っていませんと逃げるのではなくて。当然これは影響があるわけで、赤土も流れるわけだから、当然含まれるべきであって、それは線の外ですなんてことを県が言うこと自体、私は大変問題だろうと思います。どうですか。

**○友利弘一環境企画統括監** 先ほども御答弁いたしました、飛行場及びその施設の設置の事業の解釈になろうかと思いますが、まず飛行場というものが滑走路や着陸帯、誘導路、その他の施設というものが航空保安施設、それについては無線施設や照明、気象施設、管制塔など飛行機に必要な施設でありまして、今言いました兵舎等については施設と飛行場及びその施設の区域外で行われているということで、法的には環境影響評価法の対象とはなりませんということです。

**○玉城義和委員** 広大な何千ヘクタールの中というならいざ知らず、狭い名護市辺野古のキャンプ・シュワブの中でやっている話であって、これが関係あり

ません、環境に影響を与えませんと言い切れるの。今見せたような赤土も含めて。

**○友利弘一環境企画統括監** 私たちは環境影響評価法の立場からお答えいたしますが、飛行場と埋立事業につきましては環境影響評価法の手続がなされておりまして、環境影響評価方法書というものが出されております。その方法書の内容を審査いたしまして、環境に及ぼす影響はどういうものがあるのか、あるいは環境保全策はどのようなものができるのかという中で環境影響評価審査会の意見もいただきまして、知事意見として出しているわけで、環境に配慮した工事というのが、アセスメント区域内においては行われている。それで先ほどのアセスメント区域外の兵舎について、3番目の赤土との関連もあるわけですが、これについてはちゃんと処理方針にも示しておりますとおり、環境影響評価条例に基づく通知もなされているということでございます。

**○玉城義和委員** 隣接している場所で、こういう工事が歴然として行われていると。そしてこれが環境影響評価法の中で範囲外であるとするならば、今のアセスメント自体に欠陥があるということですよ。むしろ県としてはそこを指摘して、実態に合わせていくべきであって、線から漏れているから関係ありませんということでは、何のためのアセスメントなのかということが問われますよね。違いますか。だって国自体はちゃんと兵舎の工事まで出しているんですよ。これがもしアセスメントの範囲内に入っていないのだとすれば入れるべきであって、入れる努力をするべきであって、当然アセスメントの目的からすれば環境のことですから、今のような県の答弁では私は納得できないと思いますね。

**○友利弘一環境企画統括監** また繰り返しになるかも知れませんが、環境影響評価法それから環境影響評価条例におきましては、対象事業というのがあります。対象規模というのが示されているわけでありまして、その中で今言いましたのは飛行場及びその施設の設置の事業というのが、今度の環境影響評価条例の対象事業として出されているということでありまして、その中で例えば飛行場とはというのがありまして、空港整備法に規定するすべての飛行場と、そのため飛行場とは自衛隊飛行場、米軍飛行場等が含まれると。その施設というのが先ほどから言っておりますとおり滑走路とか着陸帯、誘導路、飛行場に必要施設を対象にしていますということでございます。ですから今兵舎というのは区域に示された以外のところでなされている工事でありますよということをお願いしているわけでございます。

○玉城義和委員 最後に、知事公室長に答えていただきたいのですが、今指摘したように現場も海に近いところで、これは政府の資料ですが、これはすべて海の近くなんですよね。兵舎もここにあるわけです。私もまだ調べていないのですがこれが本当に基地の環境影響評価法の対象外にあるのかどうか、いずれにしてもこれは完璧に現況に深い影響を持つわけです。それを今の答えて、沖縄県としてはそういう考えでいいのですか。知事公室長、もう一度答えてください。第3回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会の資料も含めてお願いします。

○上原昭知事公室長 この兵舎地区が確かにキャンプ・シュワブ内で飛行場地区に隣接しているということはそのとおりだと思いますが、兵舎地区については現在も環境影響評価法の対象にはならないということであり、そういう意味ではそれを無理に一体としてアセスメントに入れていくということは、法的にもいろいろ問題があるのかなと思います。いずれにしても赤土等の防止については事業者において適正に実施されるよう、それは県としても強く求めていく必要があるだろうと思いますし、そういう制度の中できちんと対応していく必要があるだろうと思います。

○玉城義和委員 到底納得できませんが、これからもこの場所も特定をして私も含めてもう少し調べてまた議論を続けていきたいと。いずれにしても今のような答弁で、線に入っていないからしょうがないと、こういうことでは何のための環境保護の部局なのか、その真価が問われますよ。もう少しきっちりと対応して、これからも引き続きやっていきたいと思います。

陳情第62号ですが、使用協定のところで、嘉手納基地に特化した使用協定の締結ということであります。これは嘉手納町も長い間いろいろと御努力されたりしておりますが、国内に米軍基地の使用について協定を結んでいるというところはありますか。

○平良宗秀基地防災統括監 使用協定の考え方にもよりますが、こちらの理解で、例えば5・15メモが日米合同委員会合意でなされていると、そういったものも含めると当然5・15メモは入ってくるわけですが、それとは別個に他都道県も含めて、米軍と使用協定を結ばれているかというのはちょっとこちらのほうでは把握していません。ないのではないかと。それ以外の、米軍が自衛隊基地などで訓練をする場合などには協定などは結ばれているようです。



○玉城義和委員 全国の米軍基地で、使用協定というのはいないんですよね。要するに米軍基地の使用について、アメリカ政府と日本政府あるいは自治体はその運用について協定するというにはあり得ないことで、これはいないんです。こここのところははっきりさせてもらわないと、何となく基地をつくって、その後使用協定を結べばいろいろなものが規制できると考えていくこと自体が大変な勘違いというか幻想であって、これはいないんですよ。例えば嘉手納基地と普天間基地の協定も、騒音に関する規制措置に係る協定であって、基地そのものの使用について枠をはめていくようなことではないわけです。これは例えば日米安全保障条約の第6条や日米地位協定の第3条というものがあって、米軍の運用については米軍が第一義的に運用するということがあるわけですから、それについて日本政府にとやかく言われる筋合いはないというのが基本ですからね。ましてや自治体とその使用協定について結ぶというということにはあり得ないということで、そここのところは一番の問題としてあるわけで、嘉手納基地と普天間基地の協定はあるわけですが、ここで言う、嘉手納基地に特化した使用協定の締結に取り組むという中で、県としては地元自治体の対応も見守りながら、日米両政府が使用協定締結に努めるよう、地元自治体と連携していきたいと考えておりますと書いてありますね。今私が申し上げたところに立ちながら、ここで県が言う使用協定というのはどういうことが想定されているのですか。

○上原昭知事公室長 具体的な話は今後とも地元市町村からの意向も把握しながら、我々としても研究していきたいと思っておりますが、今日米地位協定全般について、今後の取り組みについて具体的な研究等を行っているところでございまして、この中で使用協定等の問題についても必要があれば研究していきたいと考えております。

○玉城義和委員 必要あれば研究していきたいのではなくて、ここで考えている、県が使用協定締結と言っている言葉が、どこまでの規制を考えているかということなんです。

○上原昭知事公室長 今具体的にどうのこうのということは申し上げることはできませんが、できるだけ地元市町村の意向を把握しながら、ともに検討していきたいということでありまして。

○玉城義和委員 ちょっと意味不明なことではあります。なぜそのようなこ

とを聞くかと言いますと、名護市がずっと受け入れるのに基地の使用協定を結ぶというのが前提になってひとり歩きしているわけですね。だから基地の使用協定が結ばれば、かなりの規制がかかると、これは最初の稲嶺知事の時も岸本建男名護市長の時も、基本合意書にもそういうことが書いてあるわけですよ。だけどそういうことは全国でこれまでにないし、基地の運用について規制をかけることはできないわけですよ。だからどういう中身かと聞いているわけです。ここについては例えば基本的な協定を結べないとすれば、どういうことができるのかということですよ。沖縄県としては名護市辺野古の基地にしても、どれくらいの使用協定を考えておられるのか、その辺はどうなんですか。

**○上原昭知事公室長** これはおっしゃるとおり、今後名護市辺野古への基地移設が前進すれば、使用協定の問題も大きな課題として浮かび上がってくるわけですので、これについては今後名護市とも十分連携しながら、どういう形で使用協定を考えていくか、これは連携して取り組んでいきたいと思っております。

**○玉城義和委員** この嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する日米合同委員会合意に話を戻しますが、これは平成8年3月28日に日米合同委員会で合意されていますね。この平成8年3月というところから発足するわけですが、実際に嘉手納基地の騒音は平成8年前と平成8年後はどうなっていますか。実際に騒音は減っていますか。

**○平良宗秀基地防災統括監** 手持ちの資料で、年間でやっておりますが、地区ごとにそれぞれ違いがあるようですが、北谷町砂辺地区では平成7年にうるささ指数で87.7、平成8年に88.1、平成9年に90.2、嘉手納町屋良地区では平成7年に80.1、平成8年に79.4、平成9年に77.5、沖縄市美原地区では平成7年に81.7、平成8年に79.6、平成9年に80.6、嘉手納町嘉手納地区では平成7年に76.9、平成8年に75.1、平成9年に74.5、この4地点のうるささ指数の推移のデータでございます。

**○玉城義和委員** 今手元に資料はないのですが、僕が調べた限りではこの協定ができた効果と思われるものは余り感じられないんですね。ふえたり減ったりして波があって、この協定を結んだことによって目に見える形で減っているということにはなっていないし、むしろふえている地点もあるということなんで

すね。だからいかにアメリカとの協定が効果が出にくいものかということ非常によく示しているわけですね。例えば嘉手納基地の規制措置が20くらいあるんですね。学校、病院を含む人口密集地を飛ぶとか、海拔1000フィートを最低限維持するとか、これは全部ただし書きがついているのですが、県として幾つかの措置について、統計と言いますか、はかったことはあるのですか。例えば協定ができてからどれくらいの効果が上がっているかということについて、系統的に調査したことがありますか。

**○平良宗秀基地防災統括監** 先ほどお話ししたようなうるささ指数とか、あるいは騒音の回数のデータが別に同様にあるわけですが、経年変化というのを測定装置も設けて把握しているという状況であります。

**○玉城義和委員** 騒音については何地点かですとやっていますよね。これは騒音だけでなく、高度の維持や進入路の方向や高低、時間についても朝何時から何時までやるなどか、20くらいあるわけですね。それについて実際に効果が上がっているかどうかというのを、私は沖縄県としてはきちっと把握をして、この協定が実のあるものなのかそうではないのかということ、実証的に発表すべきだと思うんですね。そのことがなされているかどうかということです。そうでないと、騒音だけはかかっています、実際に20項目くらい措置はあるがその効果はわからないというのでは物の言いようがないわけです。その辺はどうですか。

**○上原昭知事公室長** 飛行時間の規制等があるわけですが、それについて原則として飛行は行わない、ただし緊急やむを得ないときとかいろいろあるようですが、我々が問題にしているのは特に深夜、早朝における米軍機の離陸については、地域住民にとって極めて大きな課題となっておりますので、そういうことはぜひやめてほしいと、それについてははっきりしているわけですから、米軍に対しても申し入れているところでありますし、今後ともそういうことがあればその都度申し入れていく必要があるだろうと考えております。

**○玉城義和委員** せっかくこれは不十分ながらも平成8年に両方の飛行場において規制措置が一応つくられているわけですね。これが本当に守られているかどうかというのは、やはり沖縄県として項目ごとに検証していく必要があると思うんです。それを数値化して、その前と後を比べるとか、またどうしてそれが守られないのかというところをきちっと積み上げていかないと、場当たり

的に要請をしているだけでは、私はやはり前に進まないと思いますね。ぜひこれからでも結構ですから、実態を調査するという意味で、先ほどの普天間飛行場の沖縄防衛局の目測もそうですが、県としてもっと細かくこの規定に沿って、1年間くらいでもちゃんと調査してくれませんか。この合意書がどれだけ守られているかどうか、ぜひ項目ごとにやってもらいたいと思うんです。そしてそれをアメリカや米軍に突きつけていくと。守られていないじゃないかとかいうことをやらないと、私はただ言葉のやりとりだけでは前に進まないだろうと思うんです。1年だけでもいいですからひとつ細かくやってみてくれませんか、知事公室長。

**○上原昭知事公室長** 合意の中身も含めて何をどう調査するか、また必要性等も含めていろいろと、先ほど申し上げましたとおり日米地位協定見直しの中で今後の基地のあり方において、運用面での課題等についても我々は研究していきたいと申し上げておりますので、普天間飛行場が中心でございますが、嘉手納基地も含めてどのような調査、研究ができるか検討していきたいと思っております。

**○玉城義和委員** これに全部項目はあるわけですから、最低高度を維持するか学校の上を飛ばないとか、エンジンテストを行わないとか、具体的に書かれているわけです。こういうものが守られているかどうか掌握されていないというのなら、これは対応のしようがないわけで、あちこちから使用協定の話が出てても対応できないということになりますので、ぜひ、知事公室長、あなたは話がかかなり消極的なので、沖縄県の知事公室長なんだから、そこはもう1歩前を出て、被害を少なくするためにやろうという気概がないとだめですよ。もう少し前向きに答弁してもらわないと、こっちも気合いが入らないんだ。気合いの入った答弁をしてください。

**○上原昭知事公室長** 先ほどから申し上げておりますとおり、普天間飛行場の危険性除去についてどのような改善策が県としても提言できるか、研究を開始したところでございます。嘉手納飛行場についても米軍再編の中で県外の施設での訓練移転等が明記されております。その辺の具体的な軽減策を、やはり県としてももっともっと研究し、米軍に対しても申し入れていく必要があるだろうと思っておりますので、全体的に日米地位協定の見直しも含めて、具体的な対応策を県としても検討していきたいと考えております。

○玉城義和委員 相変わらずではありますが、引き続きまたやらせてもらいます。それで多少基本的な問題ではありますが、私どもきょうは普天間基地の名護市辺野古への移設に対する反対の意見書、決議等を提出しておりますので、それに少し関連した質疑をさせてもらいたいと思います。陳情第61号、陳情第89号にかんがみて、県の処理概要は、キャンプ・シュワブに移すことが危険性を1日も早く除去するための現実的な選択肢であると、一貫して知事も述べているわけですね。1996年4月にモンデール・橋本発表があつて、あれから12年もたっているわけですね。SACOもそうではありますが、12年もたつて、危険性の高い普天間飛行場が動かない。そして名護市辺野古云々というのが文字どおり紆余曲折を重ねて、最初は何だったのか、どこから始まったのかわからないくらい紆余曲折があつて、どうなってきたかわからないくらいの混乱をきわめていると。そういう状況を踏まえると、本当に県の言うキャンプ・シュワブに移すことが本当に現実的であるかどうかというのを、県民は最近非常に強く疑問を持っているんですね。世論調査はいつも7割から8割が県内に移すことに反対なんですね。そういう意味で沖縄県が考える、それが本当に現実的だという根拠は何なのか、そして閉鎖して撤去ができない、どうしても県内移設だと考える根拠について、少しわかりやすく説明していただきたいと思います。

○上原昭知事公室長 この間の長い日米の協議、あるいは県内での議論等を踏まえて、現在のキャンプ・シュワブへの移設というのが決定されてきているわけございまして、それに対して県内移設はもう無理、実現不可能という意見も一方にあります。しかしながら普天間飛行場をどうしても1日でも早く動かす必要があるという点での認識は、県民、県議会も含めて共通の認識だと思っているわけです。そういうことならば具体的な移設、県外や国外もできればいいんでしょうけど、日米両政府が長い期間をかけて議論してきた中で、国外あるいは県外での移設先というのは示されていないと。そういう具体性がない中で唯一具体性があるのがキャンプ・シュワブへの移設でありますので、これは今着々と進んで環境アセスメントも順調にしておりますし、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会での協議も進んでいると。しかも名護市を初め名護市民や地元の3区も含めて受け入れを同意しているという中で、現在の移設案以外に本当に1日でも早く移設できるような提案があるのかどうか、その辺を総合的に勘案しますと現在県や名護市が進めている策しかないのではないかなと感じているわけでありまして。

○玉城義和委員 1996年の発表は5年から7年の間に移設完了するということ

でしたよね。もう既に12年たっているわけです。だからあなたがおっしゃるような現実的であるならば、移設作業はもっと早く進んでいるはずですよ。進まないわけでしょう。保守県政の中でも15年使用期限とか軍民共用とか、多様な意見があったわけですよ。そういう中で現実的に12年たっても進まないじゃないですか。もう一つはどうして県外移設は不可能なのか。どうして沖縄県が県外移設は不可能と考えるのか、その辺のところを説明していただかないとわかりませんよね。どうして県外移設がだめで県内移設が現実的なのか、このところは県民を含めてよくわからないわけです。我々も長い間やってきてよくわからないのです。

**○上原昭知事公室長** なぜ進まないのかということですが、沖合案が断念せざるを得なかった理由の中に、国としては一部地元の妨害があって作業が進めることができなかったという政府サイドの理由があったわけですが、やはりそういうことを政府に言わせないように県民が一体となって移設を進めていけばもっともって移設は早く進んだのではないかと、これは私の個人的な見解であります。それから2番目に県外移設はなぜだめかということについては、先ほども申し上げましたが、日米両政府が再編協議の中で県外、国外も含めて検討したかどうかその内訳はよくわかりませんが、現時点において県外、国外移設の案というのは示されていないと。地元沖縄県からもどこどこに持っていけという具体的な形での提案はないと。そういう中で現実に進んでいるのが名護市辺野古への移設であるということでもあります。

**○玉城義和委員** 大変難しい問題ですのできょうで決着はつきませんが、何で県外はだめなのかという答えは相変わらずないわけですよ。余りここで知事公室長の個人的見解を言われても困るわけですが、県内の妨害があったと、要するに県民世論は、調べてみればわかりますが、七、八割一貫して名護市辺野古移設については反対なんです。だから県民一丸となってと言われてもそれは県民世論がなかなかうんと言わないわけで、反対する理由がちゃんとあってこうなるわけですね。例えば今ちょっと読み上げますが、これはどなたが言ったか当ててみてくださいね。「米海兵隊の沖縄駐留については、駐留による抑止性や出撃訓練地域における一体性、地上輸送支援体制の結合による即応性等がこれまで強調されてきております。しかしながら現状を見ると在沖米海兵隊の部隊がイラクに派遣されております。また歩兵部隊の訓練が本土に移転されるなど、出撃訓練地域は事実上一体化しておらず、事前集積艦や高速輸送船の導入等軍事革命による即応性の確保など、海兵隊をめぐる環境は大きく変化して

おり、在沖米海兵隊の規模や役割を現状のまま維持する必然性はなくなってくると考えております」と。これはどこかで聞き覚えがありますか。これは平成18年2月議会で、稲嶺県政の花城前知事公室長の発言なんですね。つまり2年前の県議会は平成18年は2月議会、6月議会、9月議会ずっと同じトーンですが、それ以前からこういう論調になっていますが、稲嶺県政の1年間はこういう主張だったんですよ。つまり海上案がだめならば沿岸案は認めないと。したがって沿岸案は認めないから県外移設だと。そしてその間は暫定ヘリポートをつくるんだという主張でしたよね。花城前知事公室長は明確に稲嶺県政の主張としてこういう論を展開しているんです。全く当たっていますよこれは。だから普天間飛行場は県外に移設できますと言い切ったわけです。これは自民党も支持している稲嶺県政の責任者の発言なんですよ。このわずか2年間で状況が変わるはずがないんです。私はこの全体的な状況はまさに花城前知事公室長が言っている状況だと思いますよ。沖縄県の前知事公室長がこういう見解を出していると。だから私が今言っているのは、県外移設がだめだとおっしゃるなら、海兵隊のこういう認識も含めて、沖縄県の認識を示してくれと言っているわけですよ。アメリカと日本が長い間協議してだめだと言っているのではなくて、沖縄県は何で県内移設を受け入れて、これが1番現実的だと思うかということを知事公室長に聞いているわけですよ。だから知事公室長は海兵隊やアジアの状況も含めてこうだからだめだとか、こうだからできるとか、花城前知事公室長は2年前にちゃんと示しているんです。県外移設のために示している。こういうことを沖縄県政は示しておいて、仲井眞知事はその後継者でしょう。全く違った話をしているというの、県民にとってはわかりにくいわけですよ。だから沖縄県の立場として、県内移設しかない、これが一番現実的だとおっしゃっているわけだから、こういう認識とはまた違う認識を持っているのか、これはそうすると間違っていたのか。今は仲井眞県政ですから、県内移設が一番現実的で国外ができないということ、日米両政府でなくて沖縄県の立場から説明してください。

○上原昭知事公室長 平成18年3月ということですが、一昨年5月に名護市がV字案で合意したと、その辺の経緯を踏まえまして稲嶺前知事も当時防衛省と基本確認書を取り交わしまして、その中で日米両政府の合意案を基本に進めることについては確認をしているわけですが。その辺からV字案でやることについては沖縄県としても確認をして、その後名護市と一体となって今取り組んで、ただ現行のV字案には反対ということで、一部見直しが必要であるということは申し上げているわけですが、基本的には仲井眞知事も稲

嶺前知事の確認書を受けて現在に至っているという意味では、基本的なところは引き継いでいるという認識であります。

○玉城義和委員 質疑に答えてください。

○上原昭知事公室長 県外がだめということではなくて、県外、国外がベストであるということは仲井眞知事も常々申し上げているところがございますが、現在国外あるいは県外については具体的な提案がないと。これから国外、県外を模索していくには、現在の普天間飛行場以上の時間がかかるのではないかと。それは普通に想定できるわけがございます。そういう意味では1日も早いという基本的な立場に立ちますと、今から新たに国外、県外を模索するということは非常に時間的なロスにつながるのではないかと考えております。

○玉城義和委員 私が言っているのは、日米両政府の合意はそうかもしれませんが、沖縄県として受け入れるのには受け入れる理由があるわけですよね。ここでおっしゃっているようにこれが一番現実的で早いとおっしゃっているから、何でこれがそうなのかということをおっしゃっている立場で説明してくれと。それで花城前知事公室長の発言を引用したんです。平成18年の3月とか6月とか、こういう論調で県外移設を主張していましたよと。そのときも日米の合意は相変わらずあったわけですよ。一方にありながら、稲嶺前知事はこういう主張をしたわけです。条件は同じで変わっていない。

○上原昭知事公室長 そうすることで当時名護市が、もちろんこれがベストでの受け入れということではなく苦渋の選択だったと思いますが、V字案を受け入れたという経緯がありまして、やはりその延長上で現在があるわけですから、そういう意味では名護市の意向を尊重しつつ、県としても当時の稲嶺前知事の判断を受けて仲井眞県政としても現行の案を基本に進めているところがございます。

○玉城義和委員 朝鮮半島にしても再編の中で面積が3分の1になったり兵力が削減されたりという流れにあるわけですよね。グアムでの基地の整備も進んでいて、海兵隊の移転も進むわけですよ。朝鮮半島に対してもグアムからの出撃も可能として検討されているんですね。大幅に戦争の仕方も変わってきているし、米軍の海兵隊に対する政策も変わってきているわけですよね。その中で相変わらずそういうことに固執をしていくということが私は問われているのだ



ろうと思います。こんな狭い中で移設をすることがいかに難しいことか、これは世界の環境保護団体が見ていますよ。今の状況で海を埋め立てて、そこに米軍基地をつくるということが本当に可能かということをもっと考えないと。今言ったように日米がやっているからこれが一番可能なんだということだけで進む問題では絶対はないということ、これまでの10年間で指し示していると私は思うんですね。ちょうど状況が大きく変わっていく中で、いろいろな選択肢を入れて考えていくということは非常に必要じゃないかと思います。これ以上答弁は求めませんが、引き続きこれは議論していきたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 10分間休憩いたします。

休憩 午後 3 時15分

再開 午後 3 時33分

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 まず陳情第38号です。これは再三いろいろ質疑が出ておりましたが、米軍車両の無断進入が3度も発生していると。今後も起こり得る可能性があるのではないかという心配があるのですが、先ほど写真を見せていただいたのですが、学校の正門前に英語と日本語で書かれてあったと思うのですが、その門は常時閉まっているのか。もう一つは各委員からも話がありましたように、英語と日本語の看板設置を学校前だけではなくて、周辺の地域道路大体100メートル以内は看板設置が可能なかどうか、まずこの点からお願いします。

○金武正八郎教育指導統括監 先ほども申し上げましたように、平成19年8月9日付で、学校における校門及び通用門等の安全管理の徹底ということで、各学校に通知を出しております。内容は校門及び通用門等は、外部車両等が容易に校内に入出入りすることがないように、通常は閉めた状態にしておくことと。それから校門及び通用門等の管理については、日曜祝祭日及び長期休業中も同様に扱うことということで、基本的には閉めてくださいということで学校には通知文を流しております。先ほどお見せしたものについては、日本語と英文で両方書かれてあります。

○中川京貴委員 その学校周辺地域に英語と日本語の看板を設置可能かということ。そしたら学校に近づく前に学校があるとわかりますよね。わかりやすく言えばスクールゾーンとかありますよね。これを米軍に対して英字で表示できるかということ。です。

○上原昭知事公室長 学校周辺の路上にこのような看板を設置したらどうかという御質疑ですが、道路管理者の問題とか、また公安委員会、警察等検討すべき課題が非常に多く、経費の問題とかその効果も含めて、この辺については少し事務的に検討してみたいと思います。

○中川京貴委員 もう一点は、9ページの陳情第62号も先ほど質疑がたくさん出て知事公室長の答弁の中で、使用協定の締結には大変厳しいものがあるということがありましたが、処理概要にあります。使用協定締結に努めるよう地元市町村と連携しながら考えていくと、どういった形でこれまで連携して取り組んできたのか、県の取り組みについてお聞きしたいと思います。

○上原昭知事公室長 先ほども少し答弁しましたが、使用協定の中身について地元から具体的にどういう形で結ぶべきだということについては今のところ十分に具体的には把握しておりませんので、地元市町村の意向をもっと把握してみたいと思っております。現段階では必ずしも十分に把握しておりません。

○中川京貴委員 先ほどの答弁の中で、早朝、未明離陸、夜間離陸の飛行機の問題があって、これは嘉手納町だけでなく嘉手納基地を抱える3市町が何度も取り組んだ問題なんです。嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置というのがあり、これは夜間騒音防止協定というものが結ばれているはずなんです。しかしながら米軍は運用上の都合ということで、米国での訓練に間に合わせるということで、当時は夜中の2時、3時に飛んでいたんです。今ようやく朝方5時ごろと。しかしグアムを経由したら可能なんです。そういったことも県は地域の要望等も把握しながら、そういったところはどんどん現場に行って地域の声をぜひ聞いていただきたいなど。そうしないと常に後追いするようでは、地域の声は反映されないだろうなど。

○上原昭知事公室長 現場についてはこれは事前に通告がありますので、うちの職員は現場対応を行っております。

○中川京貴委員 この陳情第62号にもありますように、嘉手納基地における航空機騒音防止措置を遵守させることとありますが、嘉手納基地でGBS訓練というのがありますよね。その訓練についても米軍は直接ここに来て実態調査をしたことがあるんですよ。夜中にGBS訓練をするときにマイクでサイレンを鳴らして訓練するのですが、それを僕らは4回も5回も抗議したことがあります。そしてその抗議の中で1つ実現したのが、地域に米軍の担当広報局が入ってきて実態調査したというのがあるのですが、県はこのGBS訓練について基地からの実態調査をしたことがありますか。それとGBS訓練自体どういったものか把握しているかどうかですね。

○平良宗秀基地防災統括監 GBS訓練、模擬爆発発生装置というもので訓練を行うと。基地の修復訓練なども別個にあるようですが、直接現場というのは見たことはありませんが、先ほどお話ししたように事前に通報もありますし、過去には嘉手納高等学校や嘉手納町役場に影響を及ぼしていた時代もありまして、そういった通報がある都度、そういった事例も上げながら周辺に著しい影響を与えないようにということの申し入れを強く行っているところです。

○中川京貴委員 このGBS訓練は各自治体はもちろん県のほうにも訓練の内容等は全部来ると思いますので、ぜひその辺を調査対象にしていただきたいなと。どういうものか県も知らないと言明ができないと思しますので、これは要望しておきます。

それともう一つは陳情第89号です。この件についてもたくさん質疑が出まして、県の立場も十分理解しております。この陳情の1に書かれていることについて、県内移設やむを得ずという立場は僕も理解は示していますが、現在の環境アセスメント終了後どういう形で、名護市側から要望等こういったものが出ているか、その辺をちょっと経過説明してもらえませんか。

○上原昭知事公室長 昨年のロードマップでの報告、それから昨年11月に第4回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会が開催されまして、それまでちょっと滞っていた政府と地元との意見交換が再開したわけですが、地元名護市から、可能な限り沖合への移動という提案がなされておりまして、それについて当初政府側はかなり厳しい、環境アセスメントの結果合理的な理由があれば検討するということとずっと来ていたわけですが、その後協議を重ねる中で、特に町村官房長官から、これは第6回の普天間飛行場の移設に係る措置に関す

る協議会において、地元が主張する沖合移動も念頭に、今後の協議を進めていきたいという発言もありまして、そういう意味では我々としては沖合移動の可能性については政府も理解を示しているのではないかなど考えております。ただまだ協議会の中で具体的にどうするということまではいっておりませんので、今週の18日に協議会がございしますが、その中では県知事及び名護市長も改めて沖合移動について地元の意向を尊重すべきだということを申し上げることになるかと思えます。そういう意味で、わずかずつではありますが、協議自体は進んできておりますので、今進められているアセスメントの調査が来年の2月、3月には調査を終えて環境影響評価準備書が提案される予定と聞いておりますので、環境影響評価準備書が出されるまでには一定の前進があるのではないかと期待しているところでございます。

**○中川京貴委員** 私はこの普天間飛行場の危険性の除去ということについて、1年でも1日でも早いほうがいいと。それで現実的に対応するために仲井眞知事が苦渋の選択をしたのは本当に苦しい判断だっただろうと。それが現実的に普天間飛行場をなくすことにつながると。しかしながら県外、国外を知事がもし打ち上げたとき、果たして普天間飛行場は動きますか。知事がいろいろな方々から県外移設、また新たな基地をつくる必要はないという要望にこたえた場合、普天間飛行場は動くと思えますか。

**○上原昭知事公室長** 今回の普天間飛行場の移設は、先ほども申しましたように米軍再編の一環として行われておりますので、グアムへの8000名の海兵隊の移転も一環でございしますので、そういう意味では再編全体を進めるためには普天間飛行場の移設というのも1つの条件となっていると思えますので、これを地元の反対で普天間飛行場の移設が進まないということになりますと、日米再編そのものが進まなくなる、したがって嘉手納飛行場以南の基地の返還あるいはグアムへの兵員の移転等も滞るのではないかと考えております。

**○中川京貴委員** ちょうど僕も政治を経験して15年になりますが、大田県政のときも8年間動かなかったんです。当時8年かけても基地問題の解決策は見出されなかった。それどころか、皆さん御存じのように村山内閣のときでも沖縄の基地問題は解決していないんです。それを仲井眞知事、まだ3年もたっていません。その知事は、この基地問題、危険性の除去を命がけでやっていますよ。ただぜひ執行部の皆さんもわかっていたいただきたいのは、一生懸命執行部の皆さんも答弁しているのですが、権限はないんです。これは国家間の問題ですから

ね。国家間の問題に対して一月も二月も同じことを繰り返すのではなくて、今後どういう取り組みをすれば普天間飛行場が動くんだということを、ぜひアピールしていただきたい。普天間飛行場を動かすためには手法としてはいろいろな手法があると。名護市への移設の実現に向けて1日でも早いほうがいいのはこうしたほうがいいというPRが必要だと思うんですが、その辺どう考えているかお聞かせ願います。

**○上原昭知事公室長** 仲井真知事は普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会やその他あらゆる機会において、現在の普天間飛行場の移設については政府案を基本にしながらも、生活環境や地元の意向に配慮して沖合移動を進めるべきだと、そして3年めどの危険性の除去ということ、政府がこの間ずっと否定をしつつも粘り強く主張してきておりました、その中でようやく1年近くかけて政府の中にも理解度が高まってきたのではないかなど。知事の主張や思いが成果を上げてきているのではないかと思っております。なかなかこれを一挙に理解していただくというのは、中身が非常に複雑なところがございまして、すべてを理解していただくのには時間がかかるかもしれませんが、やはり普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会の中で政府側と地元側が率直に意見交換をしていくと。その歩み寄りの中で解決に向けての道筋、あるいは具体的な解決策というのが明らかになっていくと思っておりますので、知事を先頭に知事のもとで我々としても着実に協議を進めていきたいと考えております。

**○中川京貴委員** 名護市から要望としていろいろ出ていると思うのですが、県のほうでこれは把握していますか。

**○上原昭知事公室長** 名護市からは現段階ではできる限り沖合への移動ということがメインで出ております。それ以外にも地域の振興策、雇用問題の解決、あるいは合意書の中にも書かれております使用協定の締結等々について、今後普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会の中で協議する必要があるという要望が出ております。

**○中川京貴委員** 県としても間違いなく使用協定の締結に向けて取り組まなければ、この仕事はうまくいかないだろうと思っておりますし、県は国の立場ではなくて名護市の立場になって、地域の環境や騒音被害、すべて名護市民の立場になって交渉していただきたいと思っております。

それともう一つは13ページの陳情第89号ですが、処理概要の右下にあるので

すが、必要に応じて立入調査や助言等を行っていきたいとありますが、やはり予測されることは事前にそういった準備も必要だと思うんです。何かをするためにはリスクを伴います。その何かが起きてから取り組むのではなくて、立入調査や助言等というのはどういう感覚で持っているのか、これをぜひ説明してください。そして実際に起こりましたのでどういう対応をしたか。

○友利弘一環境企画統括監 造成工事に対しまして、どうかということで、県の赤土等流出防止条例に基づきまして事業者から通知書が来たということで、実際に事業者の沖縄防衛局に対しまして現場確認を申し入れました。おととい現場も確認しております。処理方針の中で必要に応じてということを書いておりますが、これまでも工事の進捗状況等によって、あるいは大雨が降ってという状況に応じて現場の確認、指導等をしてまいりたいと、そういう趣旨での処理方針にしております。

○中川京貴委員 調査に行ったんですね。これはどこかの会社に委託してやっているのですか。

○友利弘一環境企画統括監 処理方針にも書いてありますが、沖縄県赤土等流出防止条例に基づいて事業行為通知書というものが提出されました。書類審査をいたしまして、ちゃんとそういう対策がとられているかどうかを見ました。県においては確認済み通知書を出したと。現場もどういう対策がとられているのかを見るために、事業者が沖縄防衛局でありますので、現場確認の申し入れをいたしました。実際に基地内に入って対策状況、提出された書類の計画書どおりにあるのかも含めて、現場のほうを確認してきたということでございます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

陳情の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情7件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

陳情第88号高江区周辺地域におけるヘリパッド建設中止と計画撤回の決議を求める陳情の審査のため、参考人招致についてを議題に追加することについては、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加について協議した結果、本件を議題に追加することで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

参考人招致については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま、陳情第88号高江区周辺地域におけるヘリパッド建設中止と計画撤回の決議を求める陳情の審査のため、本委員会に陳情者を参考人として出席を求め、説明を求めることについて、参考人の出席を求めるかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人の出席を求めることについて協議を行った結果、陳情第88号の陳情者を参考人として招致し、説明を求めることで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第88号について、本委員会に陳情者を参考人として出席を求め意見を聞くことについては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することとし、その日程及び人選については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、陳情第36号、陳情第56号、陳情第62号、陳情第88号及び陳情第89号の審査の参考とするため、視察調査日程についてを議題とするかどうかについては、休憩中に御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときには、本件を議題に追加し、諮ることといたします。休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加について協議した結果、本件を議題に追加することで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

視察調査日程については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程について協議した結果、視察調査を行うこととし、視察調査日程は案のとおりとすることで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渡嘉敷喜代子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 渡嘉敷喜代子